

農協と独占禁止法

～農業関係各位の独占禁止法コンプライアンスのために～



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

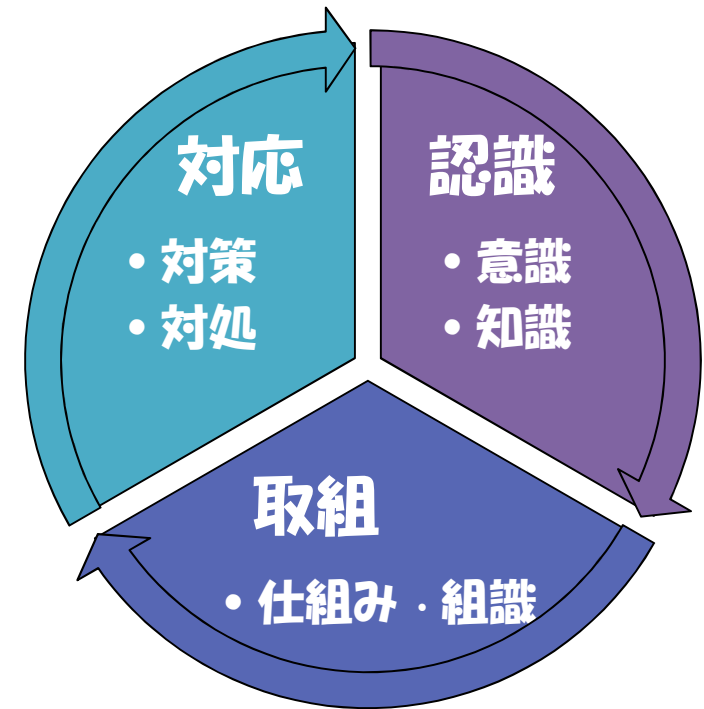
令和4年1月版

農業分野の独占禁止法コンプライアンスの心得

「認識」→「取組」→「対応」

- 独占禁止法コンプライアンスには、以下の点の実践が重要です。

- ① 正しい認識
(職員個々の法令遵守意識と法律の正しい知識)
- ② 予防のための取組
(認識を行動に移せる仕組みと組織体制の整備)
- ③ 違反発生への対応
(事前対策と事後対処)



意識から行動へ

コンプライアンス実務は、意識→鼻→目→口→耳→手

＜意 識＞ 独占禁止法違反は組織経営上の重大なリスクであることを常に意識しましょう。

＜鼻＞ 「行おうとする行為が独占禁止法違反にならないか」と感じるセンサーを敏感にしましょう。

＜目＞ 「何かおかしい」と感じた場合、その行為の型と、本資料の違反行為のイメージ図を見比べ、違法要件や、過去の実例等を調べて、確認しましょう。

＜口と耳＞ 確認した結果「違反するかな」と思えば、周囲(上司等)に相談しましょう。相談を受けた人は、組織経営上の重大なリスクを想起し、危機を事前に回避できる好機と捉えて、組織として検討しましょう。

⇒ 分からないことがあったら、相談制度等の活用も御検討ください。

＜手＞ 問題が生じた場合を想定した手順書の策定等の事前対策と、万が一、生じてしまった場合は速やかな事後対処で損害拡大を防ぎましょう。

本資料の特徴と使い方

意識を行動に移すヒント

- 農業関係各位が、コンプライアンスの心得を理解し、独占禁止法を知って遵守できるようにするため、公正取引委員会は、本資料やケーススタディを用いた研修会を開催しています。詳しくはホームページを御覧いただくか、本資料末尾の連絡先に御連絡ください。
- 独占禁止法上の具体的な疑問をお持ちになられた場合は、本資料で疑問点を御確認いただき、御不明な点があれば、これから行おうとする行為については、相談制度等を御活用いただくなどの仕組みを業務サイクルの中に整備していただくことも一案です。詳しくは本資料末尾の「第4 相談制度等について」をお読みください。

本資料の特徴 ～イメージ図、応用論点、実例～

- 独占禁止法の正しい理解のため、公正取引委員会は「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定しています。本資料は、当該指針の構成に沿って、独占禁止法の目的、適用除外制度、不公正な取引方法、同指針上で例示している違反行為類型等を、法令の条文等になじみのない方にも分かりやすいよう、簡潔なイメージ図を交えて視覚的に説明しています。
- 法務担当者等向けの実践的な応用論点「ステップアップ」も掲載しています。
- 本資料には、別冊『～過去の事件の紹介～』があります。別冊では、農協等の行為が問題とされた、本資料に関連する独占禁止法上の実際の事件を、イメージ図を用いて説明しています。
- これらを相互参照し、基礎知識、実践知識及び実例の考え方を習得してください。

資料の内容と目次

第1 独占禁止法と農業協同組合の関係(P7)

- 独占禁止法の目的とは？(独占禁止法第1条)
- 農協に対する独占禁止法の適用除外制度
- 農協に対する適用除外の趣旨
- 農協に対する適用除外の例外
- 不公正な取引方法とは？

何をすると
違反になるの？

具体的にはどんなケース？
(実際に問題とされた独占禁止法上の事件については、別冊『～過去の事件の紹介～』も御参照ください。)

第2 違反した場合の法的措置(P24)

- 排除措置命令
- 課徴金納付命令

違反したら
どうなるの？

分からないことがあったら？
この資料をもう一度見直しても分からないことがあったら御活用ください。

第3 農協ガイドライン(P27)

- 農協ガイドラインとは？
- 農協ガイドラインの構成
- ケース1 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)
- ケース2 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)
- ケース3 単位農協と組合員との間で問題となる行為(組合員に対する優越的地位の濫用)
- ケース4 連合会による単位農協に対する問題行為
- ケース5 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為
- ケース6 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

第4 相談制度等について(P66)

- 相談制度の概要
- 相談の種類
- 相談窓口の御案内
- 農協ガイドラインに関する質問窓口の御案内
- 本資料や研修会に関する質問窓口の御案内

※ 資料中の固有名詞については、分かりやすさのため、略称等を用いている場合があります。
本資料中でいう「農協」とは、単位農協及び農業協同組合連合会を指します。

ステップアップ 目次

(法務担当者等専門家に向けた実践的内容の応用論点)

以下の応用論点は、本資料中、関連するテーマの頁の近くに配置しています。

- ① 農家や農協は「事業者」？ (9頁)
- ② フランド農畜産物出荷に伴う生産資材の限定は独占禁止法違反？ (35頁)
- ③ 生産管理等の履歴を記録していない生産者からの販売委託を拒否することはできるの？ (36頁)
- ④ 部会の行為は適用除外になるの？ (39頁)
- ⑤ 債権保全のために販売事業の利用を強制することはできるの？ (43頁)
- ⑥ 奨励金（リベート）は独占禁止法違反？ (48頁)
- ⑦ 「供給に要する費用を著しく下回る対価」とは？ (50～51頁)
- ⑧～⑬ どんな行為が優越的地位の濫用になるの？①～⑥ (56～61頁)

第1 独占禁止法と農業協同組合の関係

- 1-1 独占禁止法の目的とは？（独占禁止法第1条）
- 1-2 農協に対する独占禁止法の適用除外制度
- 1-3 農協に対する適用除外の趣旨
- 1-4 農協に対する適用除外の例外
- 1-5 不公正な取引方法とは？

1-1 独占禁止法の目的とは？

○ 独占禁止法とは

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」が正式名称
事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定めた法律

○ 独占禁止法第1条

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

○ 公正かつ自由な競争

誰もが自由に参入できる市場において、事業者自らが商品の価格、生産数量などを決めて、価格、品質、サービスを中心とした公正な手段により、自由に取引相手を求めてお互いに競い合うこと。

ステップアップ①

農家や農協は「事業者」？

独占禁止法は、事業者や事業者団体の行為に適用される法律です。ところで、**農業者は「事業者」に該当するのでしょうか？**
独占禁止法は、「事業者」の範囲について、「商業、工業、金融業その他の事業を行う者」と定義しており（第2条第1項）、事業の種類や営利性の有無、法人か個人かは問いません。したがって、農畜産物の生産又は販売を行っている個人農業者や農業法人も事業者に該当します。

また、単位農協は、事業者である組合員の結合体であるという点では事業者団体に該当するのと同時に、自ら購買事業、販売事業、利用事業、信用事業等の事業活動を行っていることから事業者にも該当します。連合会についても同様です（農協ガイドライン（※）第2部第1の2）。

※ 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月18日公正取引委員会、最終改定平成30年12月27日）

1-2 農協に対する独占禁止法の適用除外制度



農協の行為のうち、共同購入、共同販売等については、独占禁止法の適用が除外されています。

＜根拠規定＞

独占禁止法第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

＜ 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（農協ガイドライン） ＞

「・・・例えば、連合会及び単位農協が、共同購入、共同販売、連合会及び単位農協内での共同計算を行うことについては、独占禁止法の適用が除外される。」（第2部第1の3）

※ ただし、例えば、単位農協が事業者としての立場で他の事業者や単位農協と共同して、価格や数量の制限等を行うこと（カルテル）等は、独占禁止法第22条の組合の行為とはいえないことから、適用除外とはなりません（第2部第1の3）。

1-3 農協に対する適用除外の趣旨



農協に対して独占禁止法の適用が除外される趣旨は次のように説明されています。

「単独では大企業に伍して競争することが困難な農業者が、相互扶助を目的とした協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として競争することは、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものである。

したがって、このような組合が行う行為には、形式的・外観的には競争を制限するおそれがあるような場合であっても、特に独占禁止法の目的に反することが少ないと考えられることから、独占禁止法の適用を除外する。」（農協ガイドライン第2部第1の3（注1））

1-4 農協に対する適用除外の例外

独占禁止法第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。（※）
一～四 （略）

以下に該当する場合には、農協の行為であっても独占禁止法が適用されます。

- 不公正な取引方法を用いる場合
→ 農協ガイドラインで解説
- 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合

※ ただし、例えば、単位農協が事業者としての立場で他の事業者や単位農協と共同して、価格や数量の制限等を行うこと（カルテル）等は、独占禁止法第22条の組合の行為とはいえないことから、適用除外とはなりません（第2部第1の3）。

1-5 不公正な取引方法とは？

独占禁止法第19条

「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」と定められています。



「不公正な取引方法」は、独占禁止法第2条第9項各号のいずれかに該当する行為として定義されています。

- ①独占禁止法第2条第9項第1号から第5号に定められた行為
- ②独占禁止法第2条第9項第6号イからヘに定められた類型のいずれかに該当する行為であって、「公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの(※)」

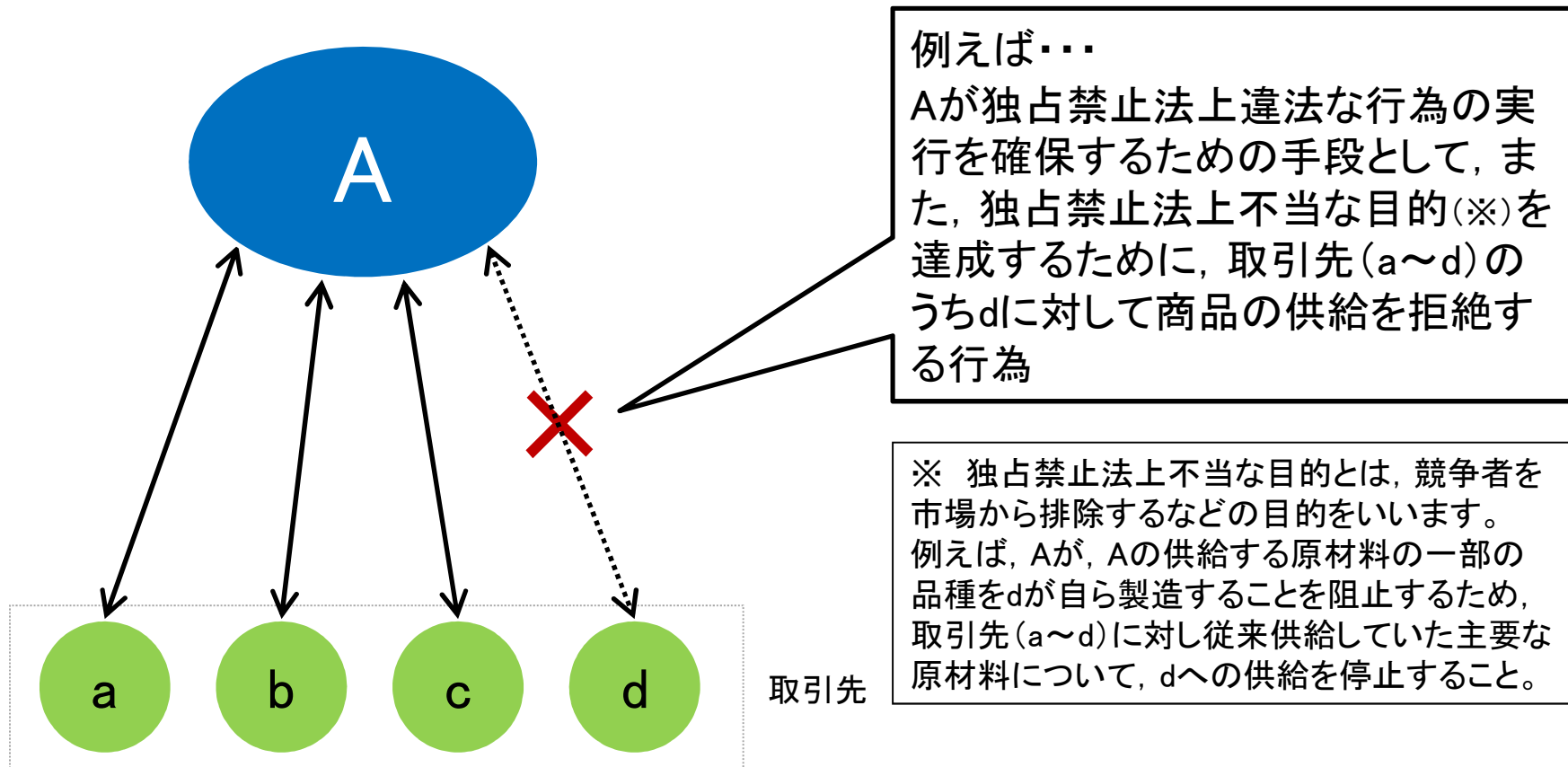
※ 農協の活動に関連するものとして、不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」といいます。)があります。

不公正な取引方法のうち、農協ガイドラインに関連する主なものは次のとおりです。

取引拒絶	・ 不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為
取引条件等の差別取扱い	・ 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをする行為
事業者団体における差別取扱い等	・ 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせる行為
不当廉売	・ 商品を不当に低い価格、例えば実質的な仕入価格を下回る価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為
抱き合わせ販売等	・ 商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為、その他不当に取引を強制する行為
排他条件付取引	・ 自己が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げたりするおそれのある行為
再販売価格の拘束	・ 小売業者等に自社商品の販売価格を指示する行為
拘束条件付取引	・ 取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引する行為
優越的地位の濫用	・ 取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為。例えば押し付け販売など。

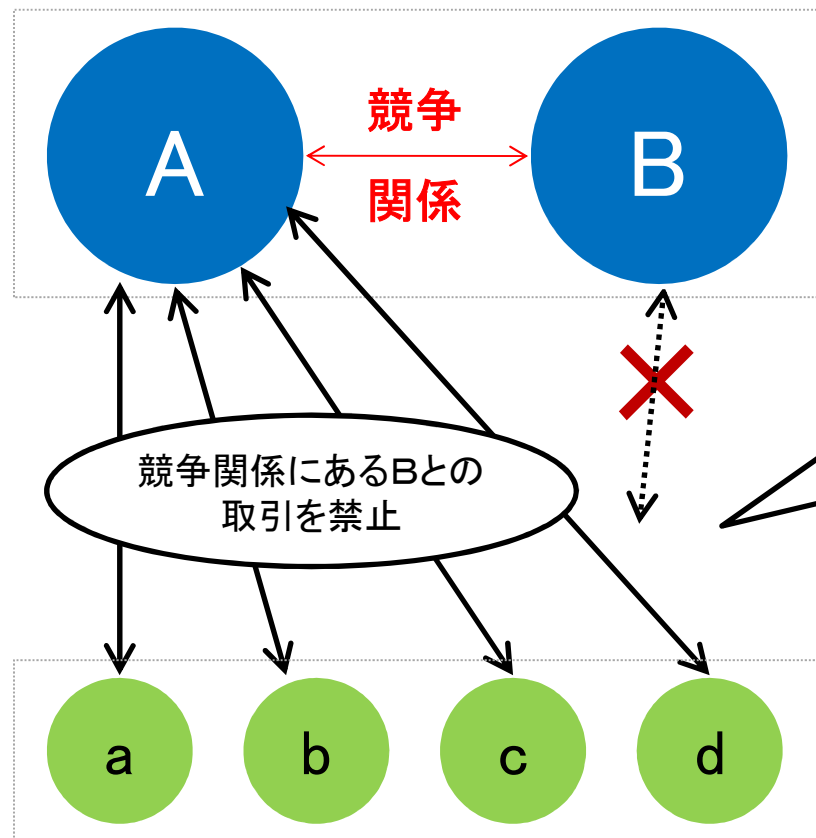
1-5-1-① 取引拒絶(一般指定第2項)

○ 不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり, 第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為



1-5-1-② 取引拒絶(一般指定第2項)

○不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為



例えば・・・

Aが独占禁止法上違法な行為の実行を確保するための手段として、また、独占禁止法上不当な目的(※)を達成するために、第三者(取引先a～d)に対して競争関係にあるBの商品の購入を拒絶するよう要請する行為

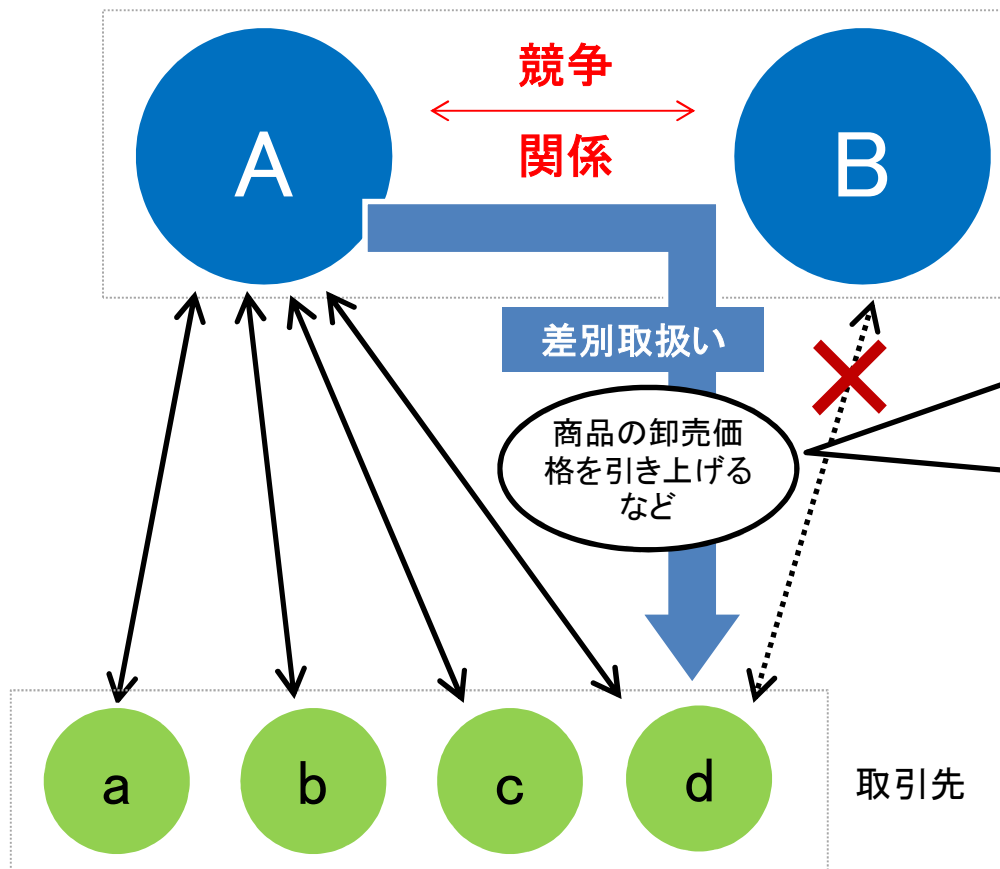
※ 独占禁止法上不当な目的とは、競争者を市場から排除するなどの目的をいいます。

取引先

関連内容 本編 53頁
関連事件 別冊 35,36頁

1-5-2 取引条件等の差別取扱い(一般指定第4項)

○不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをする行為



例えば・・・

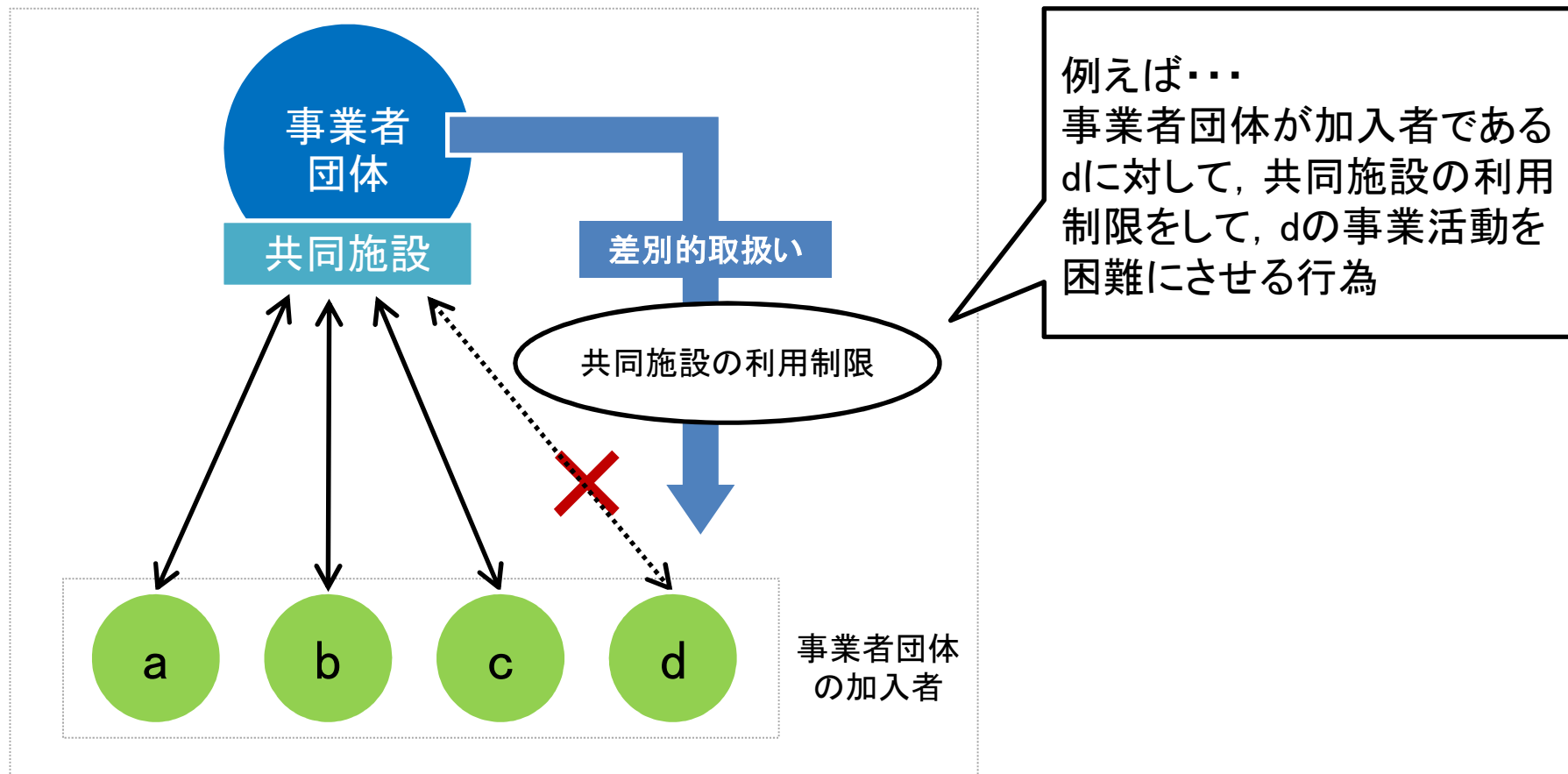
取引先dが、Aと競争関係にあるBと取引したことを受けて、Aが、独占禁止法上不当な目的(※)を達成するために、取引先dのみに対して、商品の卸売価格を引き上げるなど不利に取り扱う行為

※ 独占禁止法上不当な目的とは、競争者を市場から排除するなどの目的をいいます。

関連内容 本編 42頁
関連事件 別冊 9,10頁

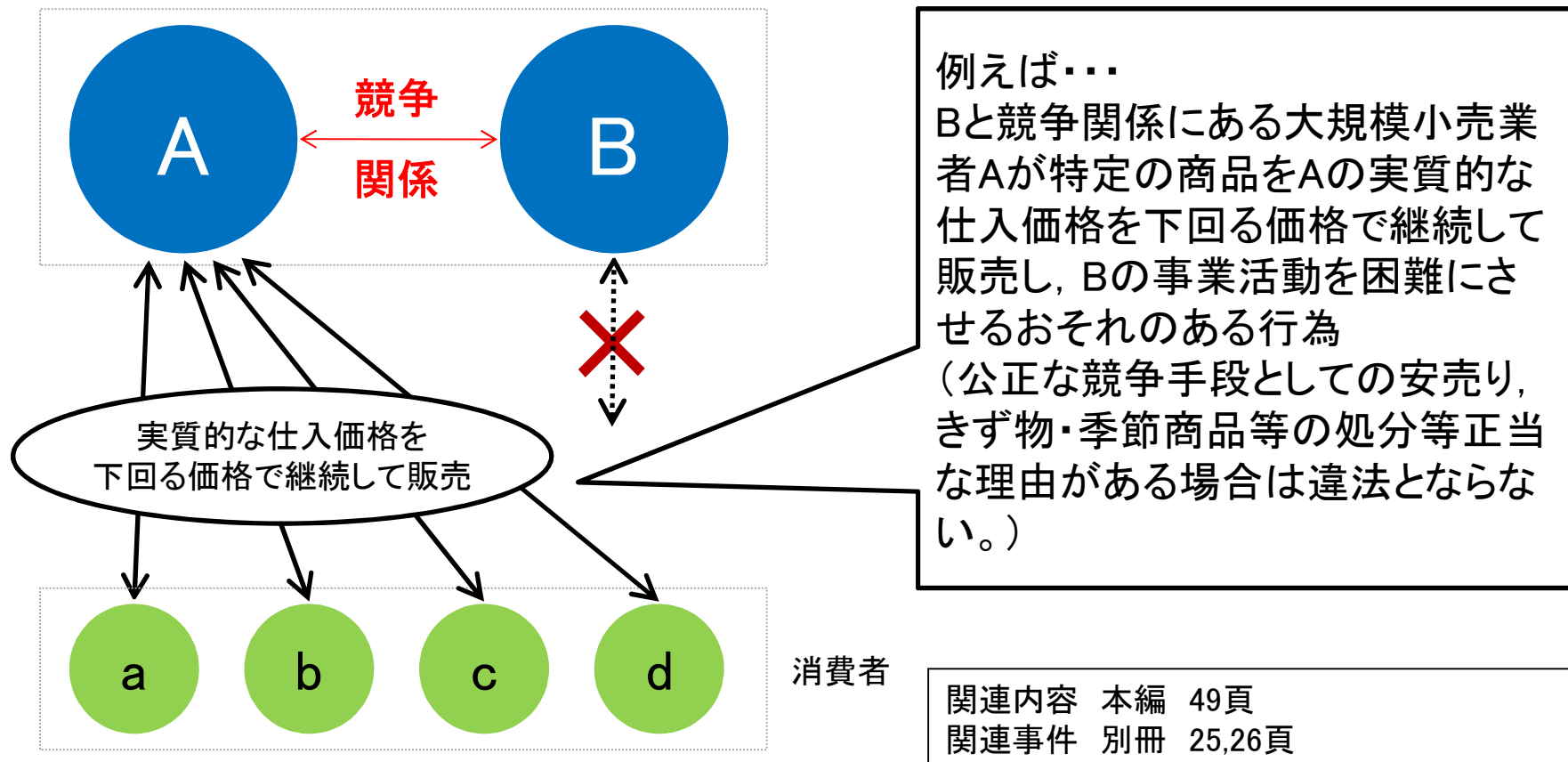
1-5-3 事業者団体における差別取扱い等(一般指定第5項)

○事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせる行為



1-5-4 不当廉売(独占禁止法第2条第9項第3号及び一般指定第6項)

○商品を不当に低い価格, 例えば実質的な仕入価格を下回る価格で, 継続して販売し, 他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為

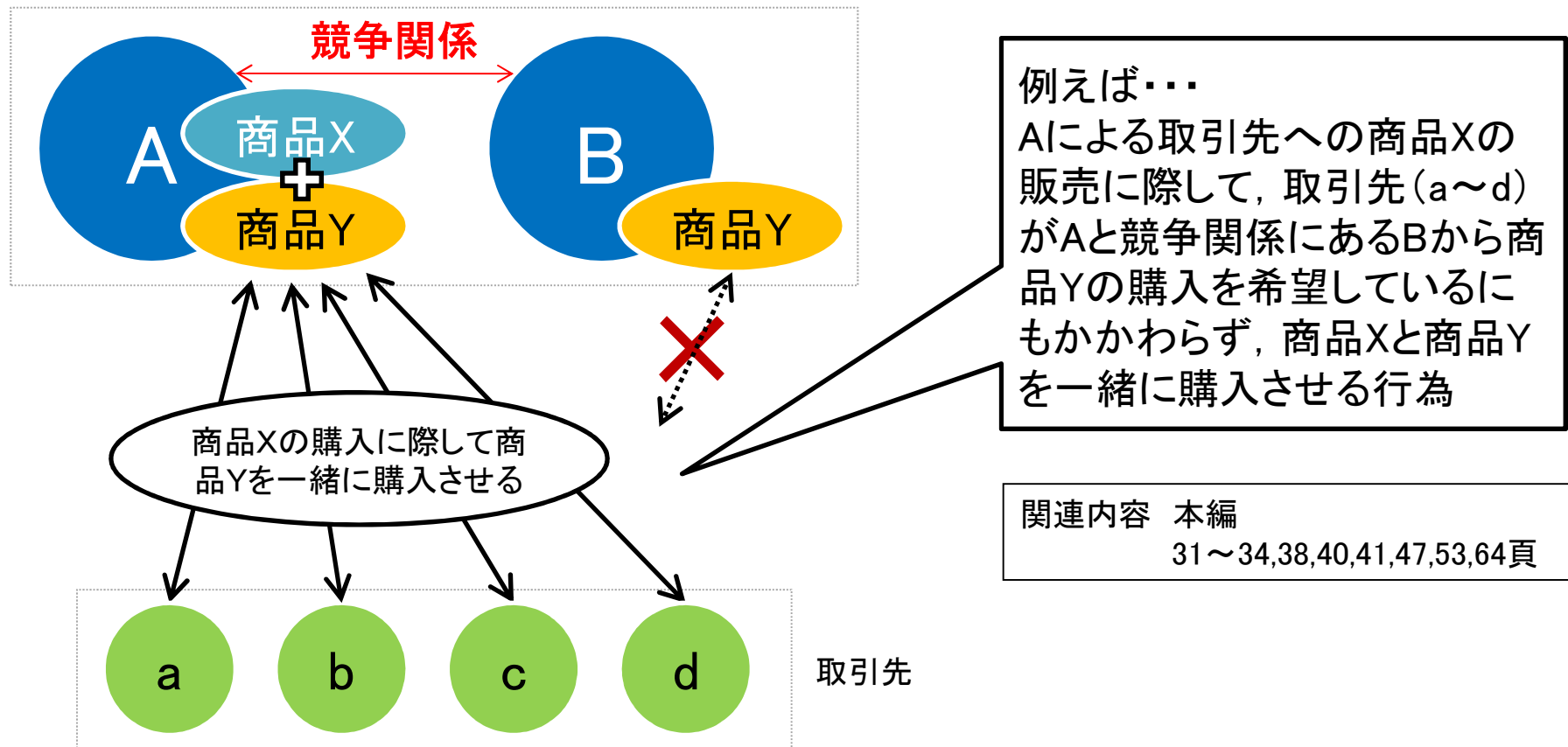


※ 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方については, 「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方(平成21年12月18日公正取引委員会)」を御参照ください。

(URL:<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/futorenbai.html>)

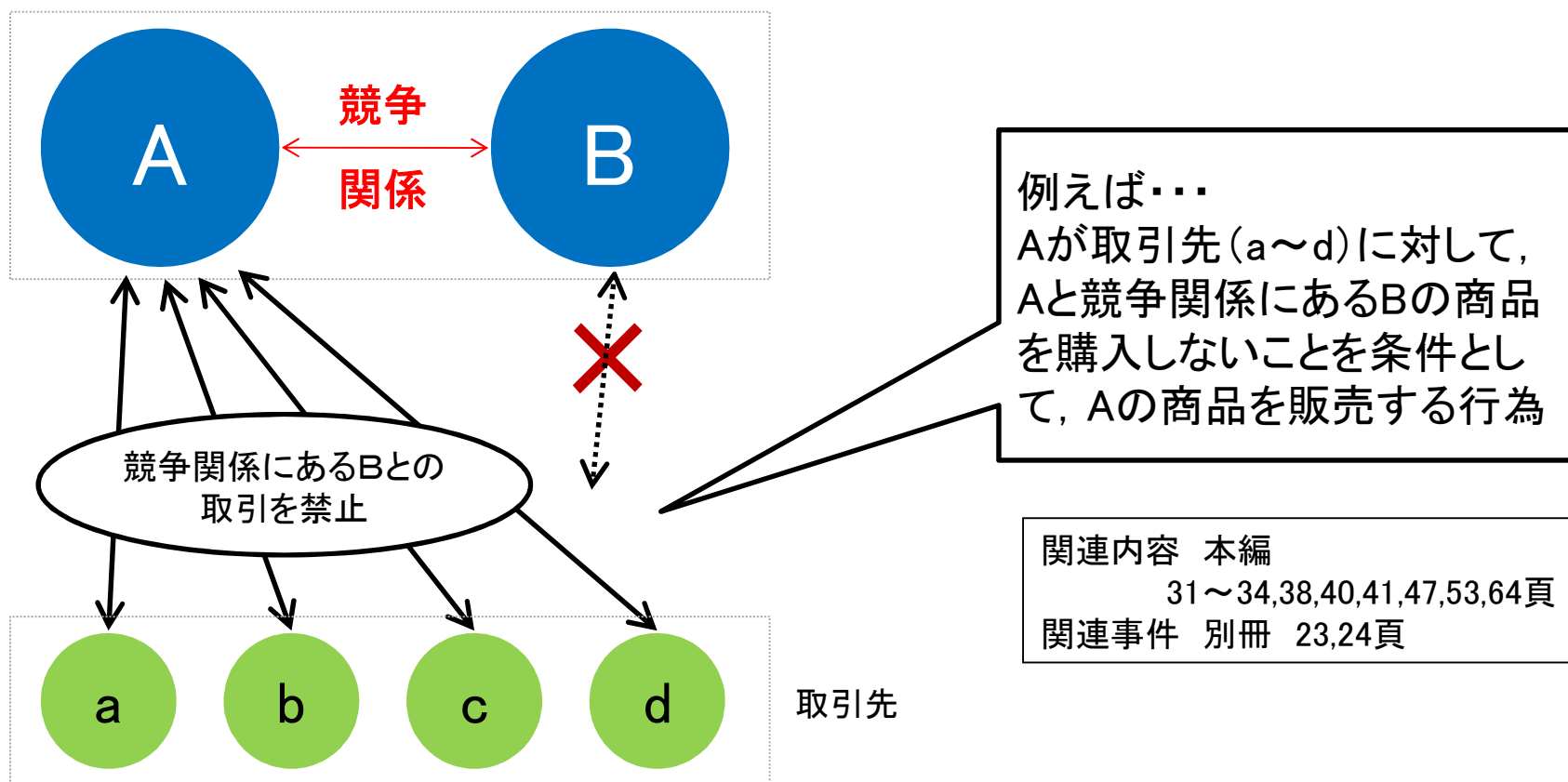
1-5-5 抱き合わせ販売等(一般指定第10項)

○商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為、その他不当に取引を強制する行為



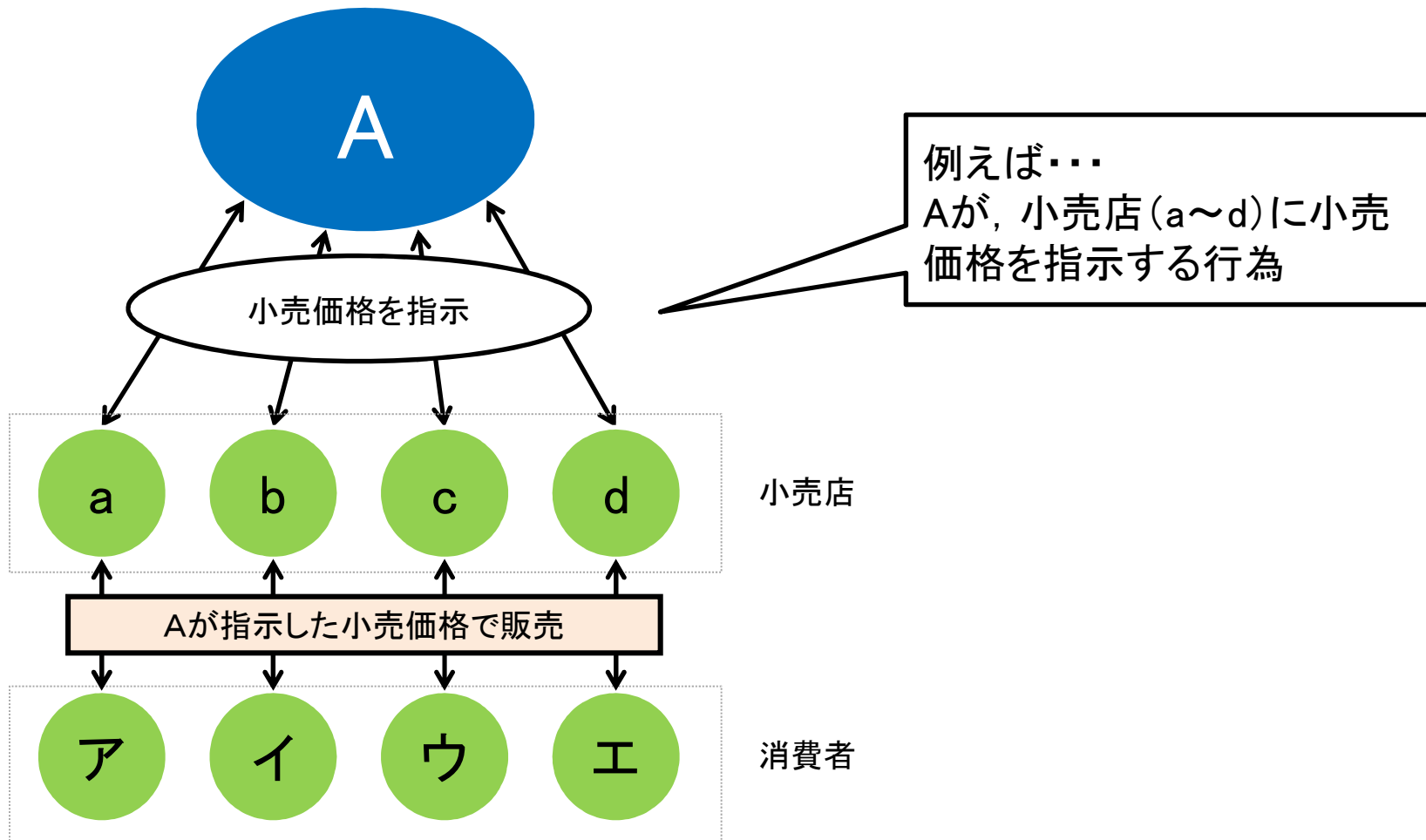
1-5-6 排他条件付取引(一般指定第11項)

○自己が供給する商品のみを取り扱い, 競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより, 不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり, 新規参入を妨げたりするおそれのある行為



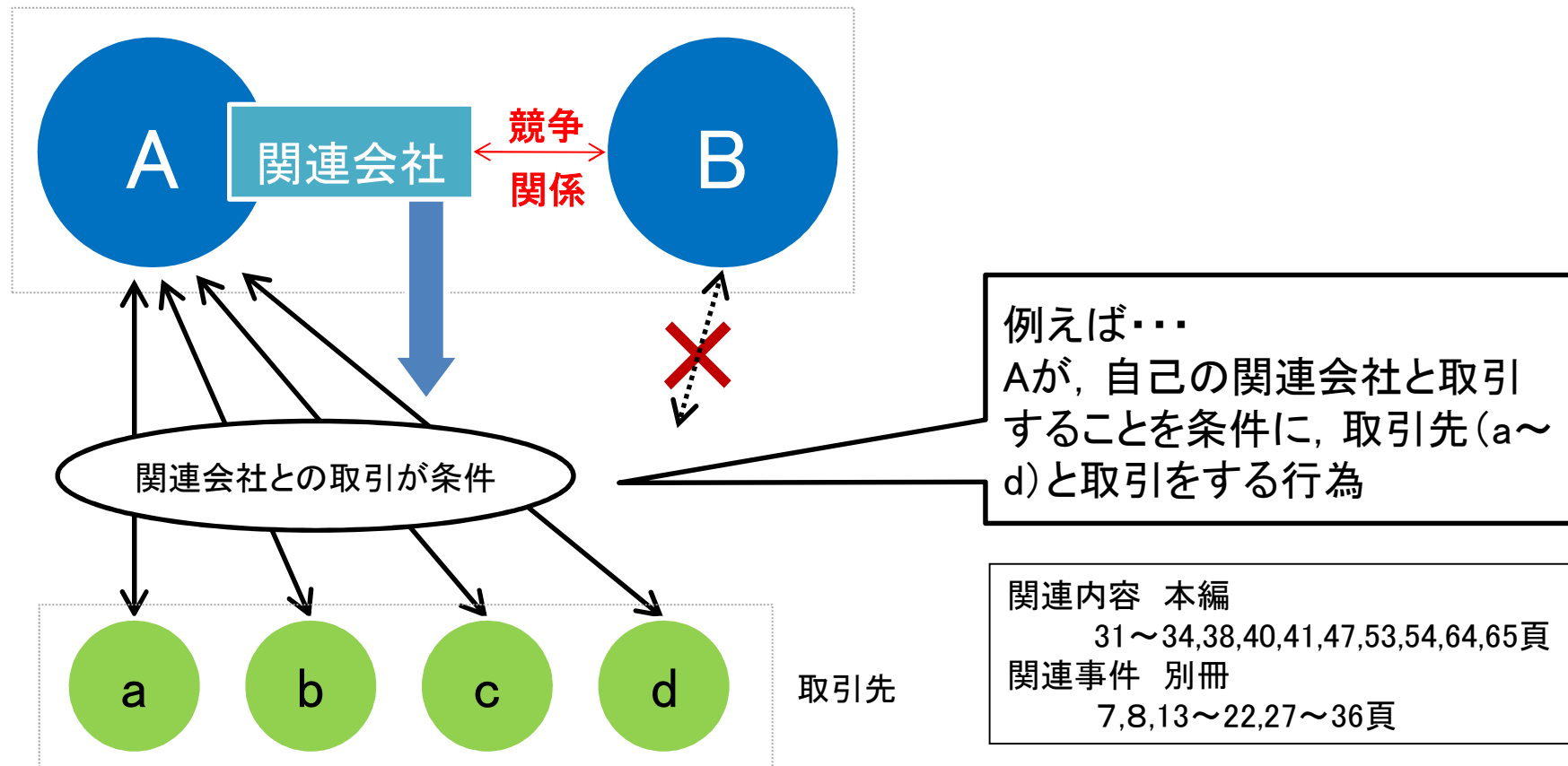
1-5-7 再販売価格の拘束(独占禁止法第2条第9項第4号)

○小売業者等に自社商品の販売価格を指示する行為



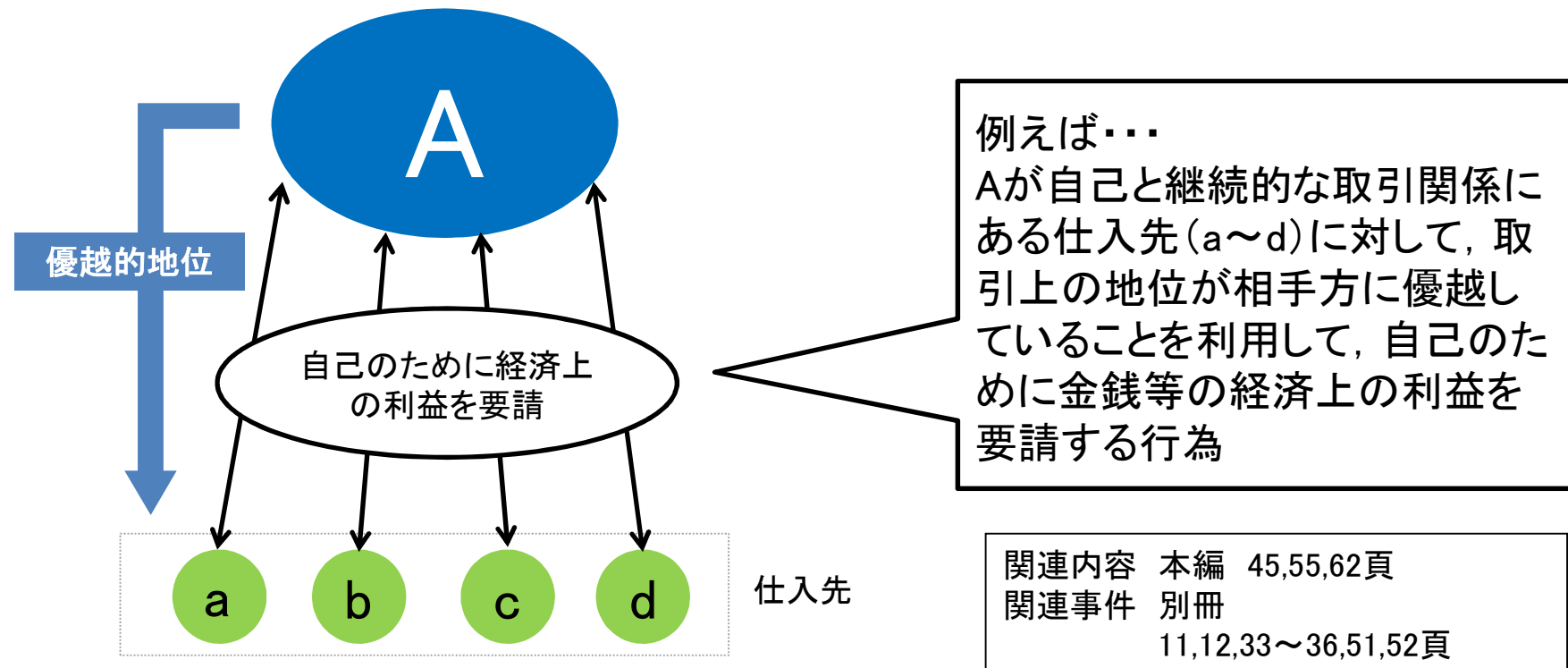
1-5-8 拘束条件付取引(一般指定第12項)

○取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引する行為



1-5-9 優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項第5号)

○取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為。



※ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方については、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成22年11月30日公正取引委員会)」を御参照ください。

(URL:<https://www.jftc.go.jp/hourei.files/yuuetsutekichii.pdf>)

第2 違反した場合の法的措置

2-1 排除措置命令

2-2 課徴金納付命令

※ ここでは、独占禁止法に違反した場合に課される独占禁止法上の法的措置のみを御紹介しています。しかし、独占禁止法に違反することは、他の法令に抵触した場合と同様に、独占禁止法上の法的措置以外の経営上の様々な弊害を組織にもたらすことを常に意識しておくことも重要です。

2-1 排除措置命令

排除措置命令

- ・ 違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。

⇒ 例えば,

- ・ 違反行為の取りやめ
- ・ 将来同様の行為を行わないことの理事会決議
- ・ 独占禁止法の遵守についての行動指針の作成が命じられます。

※ 命令を受ける時点で違反行為が終了していたとしても、その違反行為がなくなった日から7年以内であれば、公正取引委員会が特に必要があると認めるときには、排除措置命令が行われます。

2-2 課徴金納付命令

課徴金納付命令(不公正な取引方法について)

- ・ 不公正な取引方法のうち、以下の行為を行った場合に課徴金の納付を命ずる処分です(下線を付したものは農協ガイドラインに関連する主なもの、括弧内はその課徴金額の算定方法です。)

- ・ 共同の取引拒絶
- ・ 差別対価
- ・ 不当廉売 (違反行為の対象商品等の売上額 × 3%)
- ・ 再販売価格の拘束 (違反行為の対象商品等の売上額 × 3%)
- ・ 優越的地位の濫用 (違反行為に係る取引先との取引額 × 1%)

本編 18,49頁 別冊 25,26頁

本編 21頁

本編 23,45,55,62頁
別冊 11,12,33~36,51,52頁

※ 共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束については、同一の違反行為類型を10年以内に繰り返した場合、優越的地位の濫用については継続して行う場合に限られます。

課徴金制度についての詳しい情報は当委員会のホームページを御参照ください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/katyokin.html>

第3 農協ガイドライン

3-1 農協ガイドラインとは？

3-2 農協ガイドラインの構成

3-3 ケース1 単位農協と組合員との間で問題となる行為（購買事業）

3-4 ケース2 単位農協と組合員との間で問題となる行為（販売事業）

3-5 ケース3 単位農協と組合員との間で問題となる行為

（組合員に対する優越的地位の濫用）

3-6 ケース4 連合会による単位農協に対する問題行為

3-7 ケース5 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

3-8 ケース6 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

3-1 農協ガイドラインとは？

- 農協ガイドラインとは、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成19年4月18日公正取引委員会, 最終改定平成30年12月27日)のことです。
- 連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し, 独占禁止法上問題となるかについて, 具体的な事例を挙げながら明らかにしています。
- 過去に独占禁止法上問題となった事例のほか, 関係者からのヒアリング調査の結果等も踏まえ, 実際に行われる可能性が高いと考えられる行為その他独占禁止法上の考え方を明確にする必要性があると考えられる行為を取り上げています。
- 農協ガイドラインに列挙されている行為は, 独占禁止法上の問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたものであって, 問題となる行為は本ガイドライン記載の行為に限定されるものではありません。

※ 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針

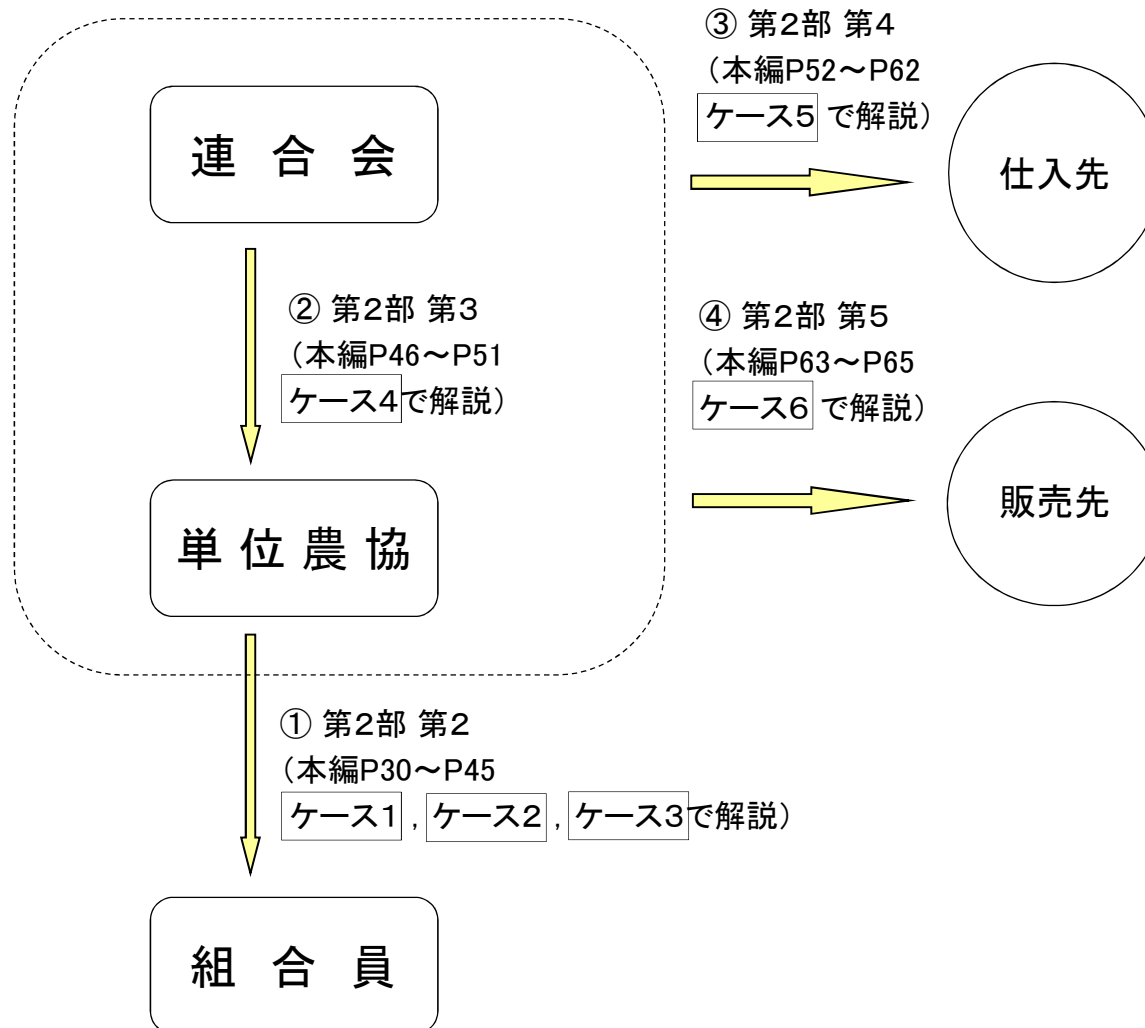
<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/nokyogl.html>

3-2 農協ガイドラインの構成

<構成>

第1部: 指針の趣旨と構成

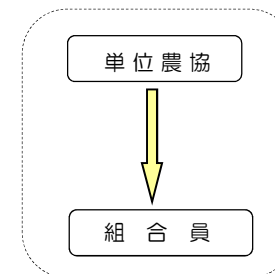
第2部: 農業協同組合に係る不正な取引方法について



3-3 ケース1 単位農協と組合員との間で問題となる行為 (購買事業)



独占禁止法上問題となる行為



1. 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為(P31)

例) 単位農協のみが取り扱っている種子について、肥料も併せて購入しないと、当該種子を販売しない。

2. 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為(P32)

例) 単位農協から生産資材を購入しない場合はライスセンター等の施設の利用を断ることがあると周知することにより、単位農協から生産資材を購入させる。

3. 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為(P33)

例) 単位農協から生産資材を購入する場合に限り、短期貸付金の融資を行う。

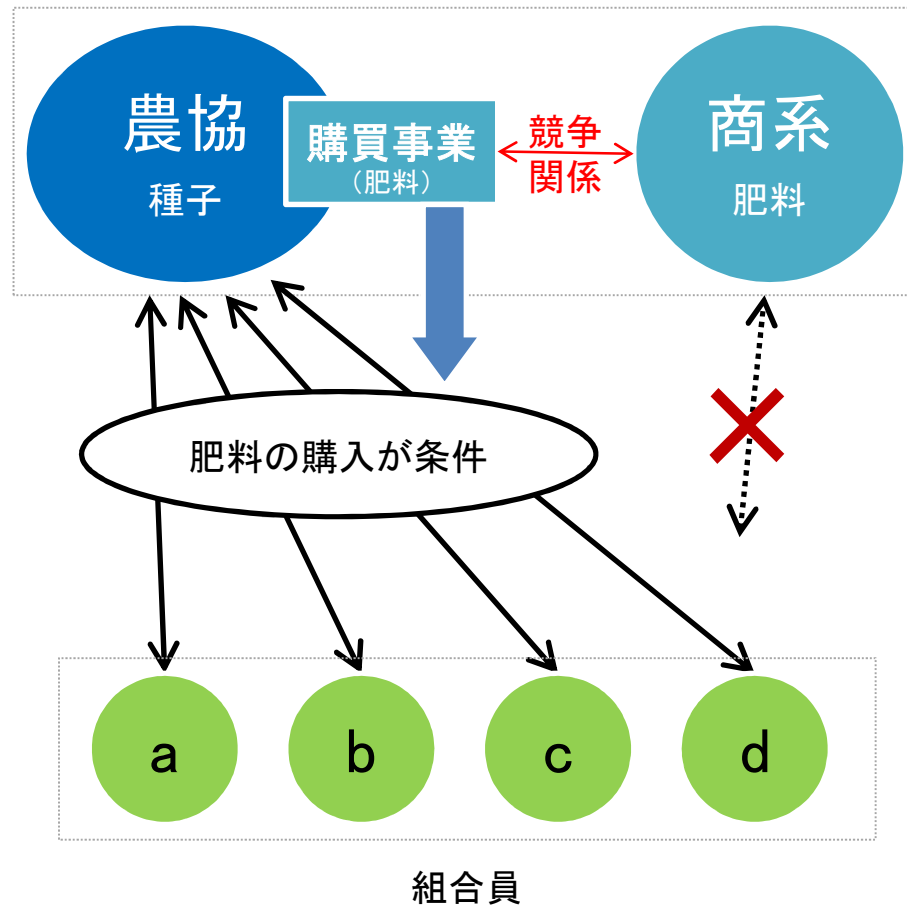
4. 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為(P34)

例) 商系事業者から同品質・同規格の農薬が入手可能であるにもかかわらず、単位農協から当該農薬を購入して栽培を行わないとブランド米として販売しない。

3-3-1 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

1. 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為

(例) 単位農協のみが取り扱っている種子について、肥料も併せて購入しないと、当該種子を販売しない場合



組合員は肥料を商系肥料小売業者から購入したいと考えているが、農協から肥料を購入しなければ、種子を購入できない。

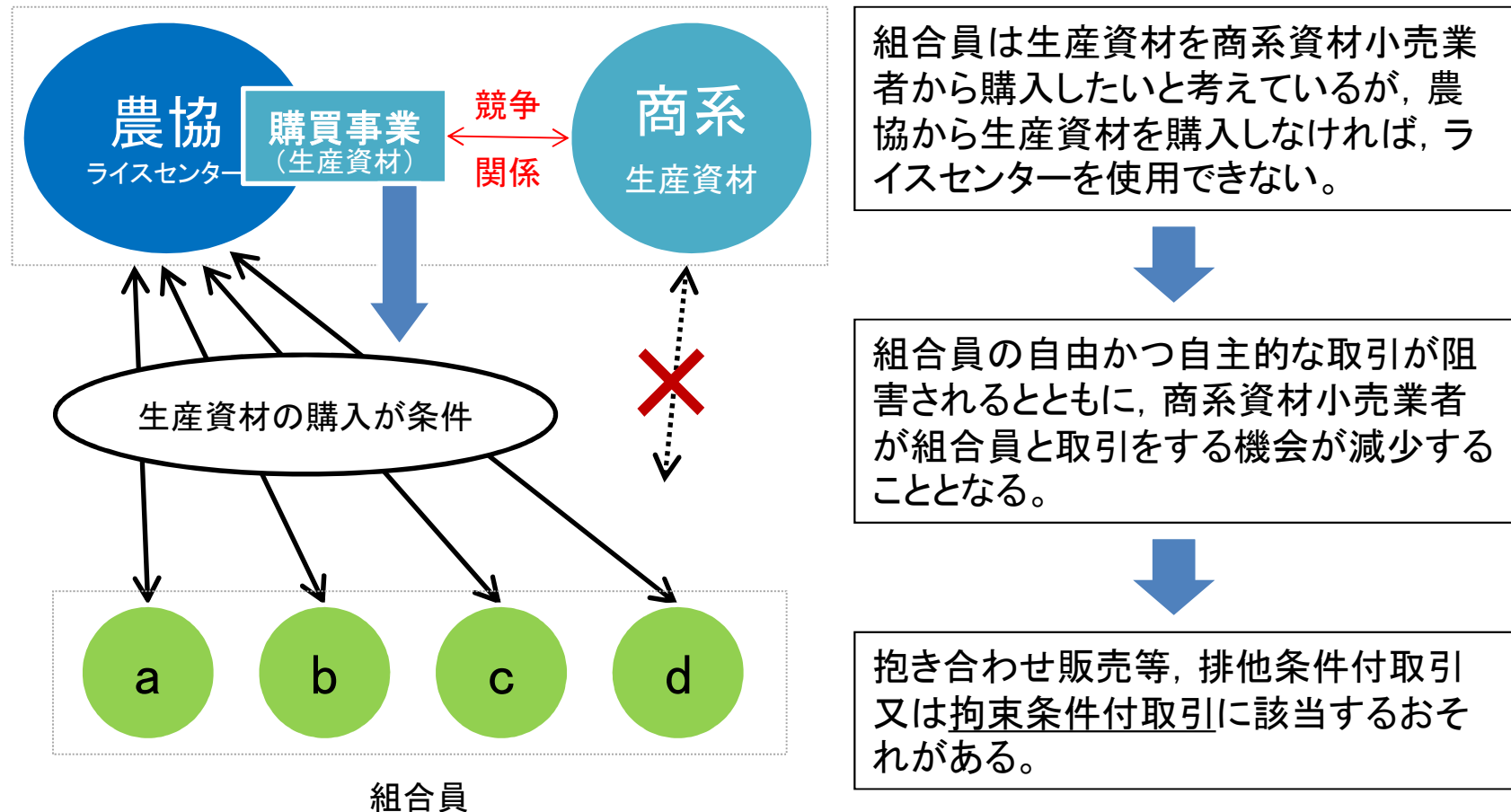
組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系肥料小売業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

3-3-2 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

2. 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

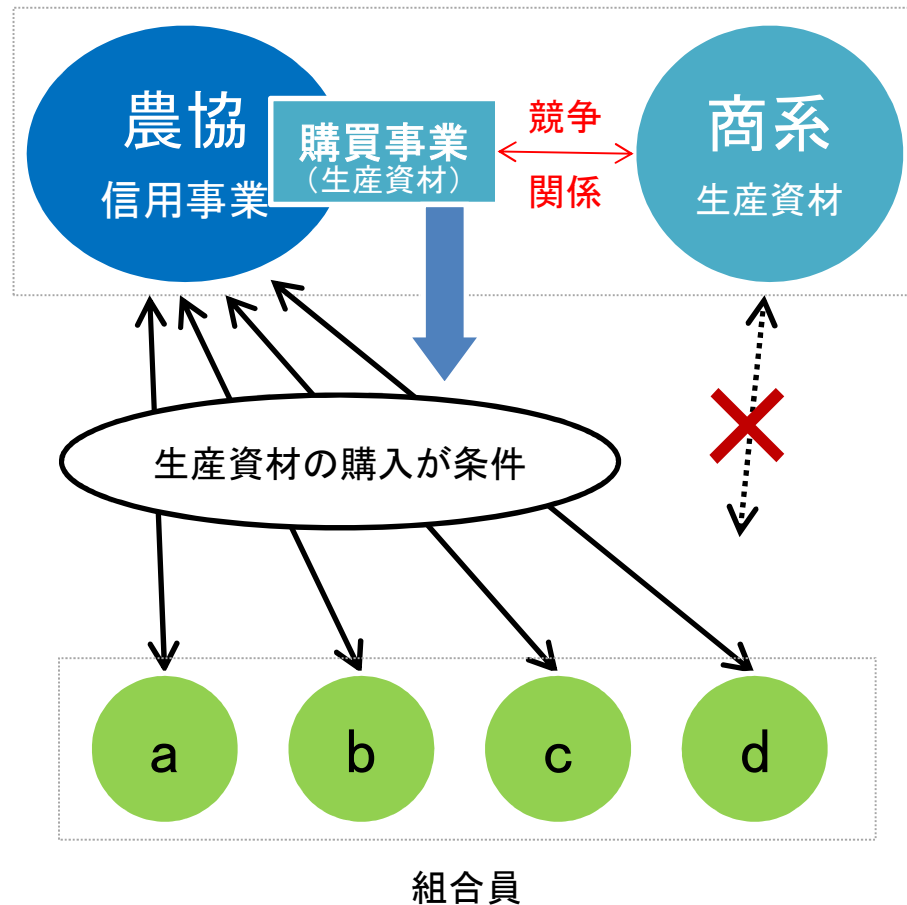
(例) 単位農協から生産資材を購入しない場合はライスセンター等の施設の利用を断ることがあると周知することにより、単位農協から生産資材を購入させる場合



3-3-3 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

3. 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

(例) 単位農協から生産資材を購入する場合に限り、短期貸付金の融資を行う場合



組合員は生産資材を商系資材小売業者から購入したいと考えているが、農協から生産資材を購入しなければ、融資を受けられない。

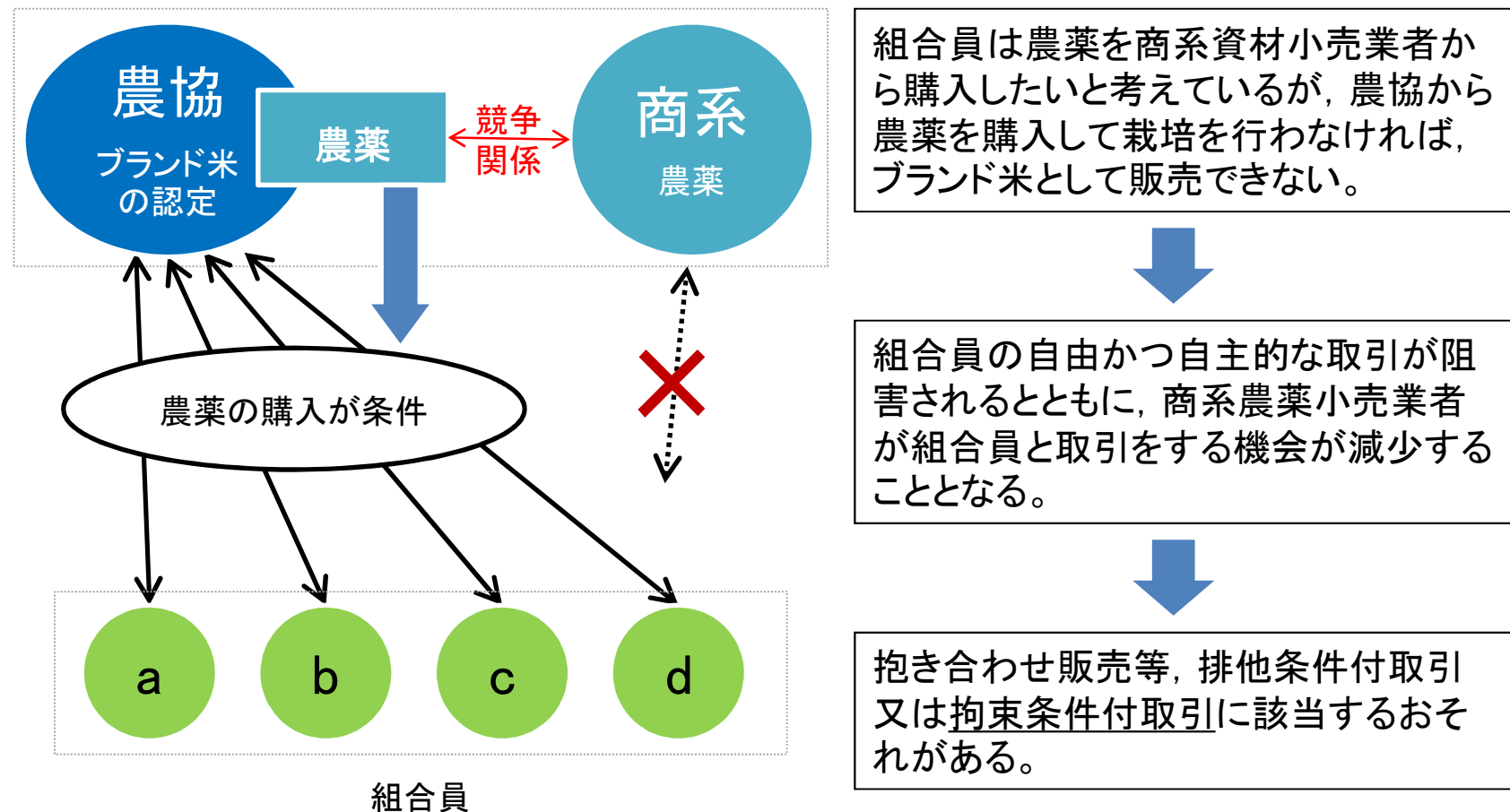
組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系資材小売業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

3-3-4 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

4. 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

(例) 商系事業者から同品質・同規格の農薬が入手可能であるにもかかわらず、単位農協から当該農薬を購入して栽培を行わないとブランド米として販売しない場合



ステップアップ②

フランド農畜産物出荷に伴う生産資材の限定は 独占禁止法違反？

一般的に、農畜産物の品質を揃え、フランド農畜産物として出荷するために、品質の均一化等に関し合理的な理由が認められる必要最小限の範囲内で、単位農協の農畜産物の生産方法を統一すること（使用する農薬や肥料その他の生産資材を同じ品質・規格とすること等）それ自体は独占禁止法上問題となるものではありません（農協ガイドライン第2部第2の1（4）（注7））。

一方で、例えば、使用する生産資材が一般的なものであって、同じ品質・規格のものを商系事業者から購入することが可能であるにもかかわらず、単位農協から購入するものに限定するなど、組合員に対して競合する商系事業者の販売する生産資材の使用を制限・禁止する場合には独占禁止法上問題となるおそれがあります（農協ガイドライン第2部第2の1（4））。

ステップアップ③

生産管理等の履歴を記録していない生産者からの販売委託を拒否することはできるの？

生産設備の洗浄、温度管理等といった安全性に係る記録事項を記録していない生産者からの販売委託を拒否することができるとのガイドラインを作成し、実際にそのような生産者からの販売委託を拒否することは独占禁止法に違反するでしょうか？

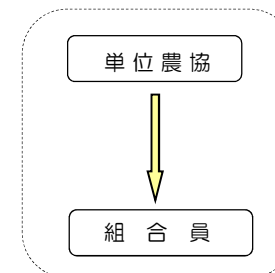
公正取引委員会は、このような事例について、食品の安全性を担保し、販売先や消費者の信頼を確保するために行うものであって正当な目的を有するものであり、また、**生産設備の洗浄、温度管理等といった安全性に係る記録事項**の記録は当該目的を達成するために合理的な理由が認められる必要最小限のものであることから、独占禁止法上問題となるものではないとしています（「独占禁止法に関する相談事例集（平成23年度）事例9」

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h24/h23nendomokuji/h23nendo09.html>）。

3-4 ケース2 単位農協と組合員との間で問題となる行為 (販売事業)



独占禁止法上問題となる行為



1. 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為(P38)

例) 単位農協が部会に対し、同部会の会員が生産物を全量出荷しなければ部会から除名するよう求め、単位農協に全量出荷させる。

2. 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為(P40)

例) 単位農協が自ら事業主体として行っているビニールハウスのリース事業について、組合員がリース事業を利用するに当たっては、農産物を単位農協へ出荷することを義務付ける。

3. 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為(P41)

例) 単位農協が、組合員への融資に当たり、組合員が農産物を単位農協系の加工業者のみに供給することを条件とする。

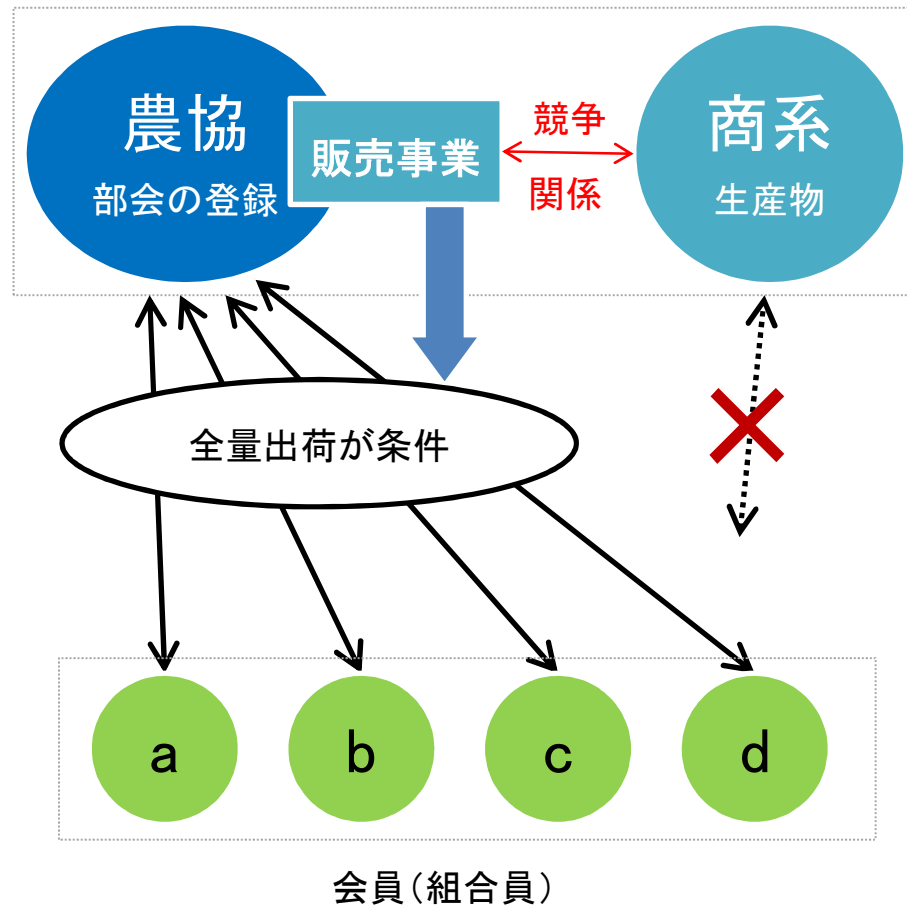
4. 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為(P42)

例) 単位農協が、組合員から青果物の販売を受託する取引に関し、特定の組合員に対して、当該単位農協以外に出荷したことを理由に、特定銘柄の青果物に係る販売事業を利用させない。

3-4-1 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

1. 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為

(例) 単位農協が部会に対し、同部会の会員が生産物を全量出荷しなければ部会から除名するよう求め、単位農協に全量出荷させる場合



会員(組合員)は生産物を商系事業者にも出荷したいと考えているが、農協に全量出荷しなければ、部会から除名されてしまう。

会員(組合員)の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

ステップアップ④

部会の行為は適用除外になるの？

部会と称する組織と単位農協との関係は様々であり、部会の中には単位農協から完全に独立したものもあれば、単位農協の下の一組織であるものもあります。

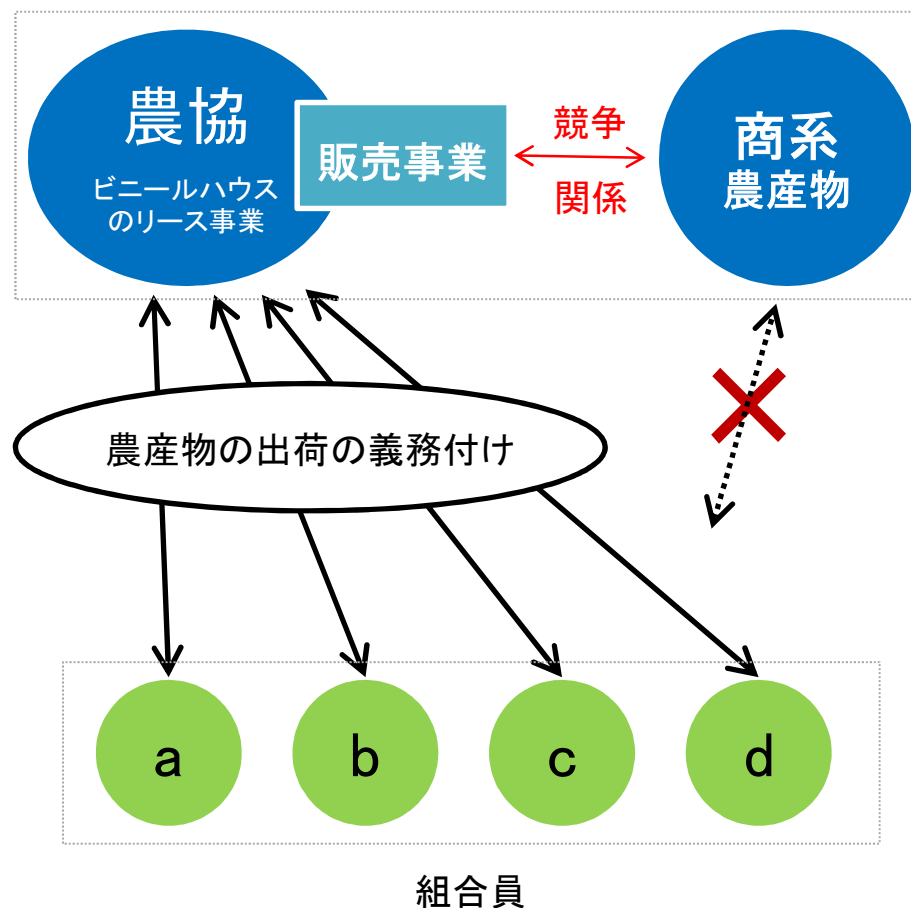
独占禁止法の適用除外になるのは、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）のうち、一定の要件を満たす組合の行為です（10～11頁参照）ので、部会がこのような組合に該当せず、単位農協から完全に独立した別の事業者団体であると認められる場合には、当該部会の行為は、独占禁止法の適用除外とはなりません（農協ガイドライン第2部第1の3（注2））。

一方、外見上は部会の行為であったとしても、当該部会が単位農協の下の一組織である場合など、当該部会の行為が単位農協の行為であると捉えられる場合があります。このような場合には、単位農協の行為として独占禁止法の適用除外となり得ますが、もちろん、不公正な取引方法を用いた場合等は、独占禁止法が適用されることになり、当該単位農協が処分等の対象になりますので注意が必要です。

3-4-2 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

2. 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為

(例) 単位農協が自ら事業主体として行っているビニールハウスのリース事業について、組合員がリース事業を利用するに当たっては、農産物を単位農協へ出荷することを義務付ける場合



組合員は農産物を農協以外へ出荷したいと考えているが、農協へ出荷しなければ、ビニールハウスのリース事業を利用できない。

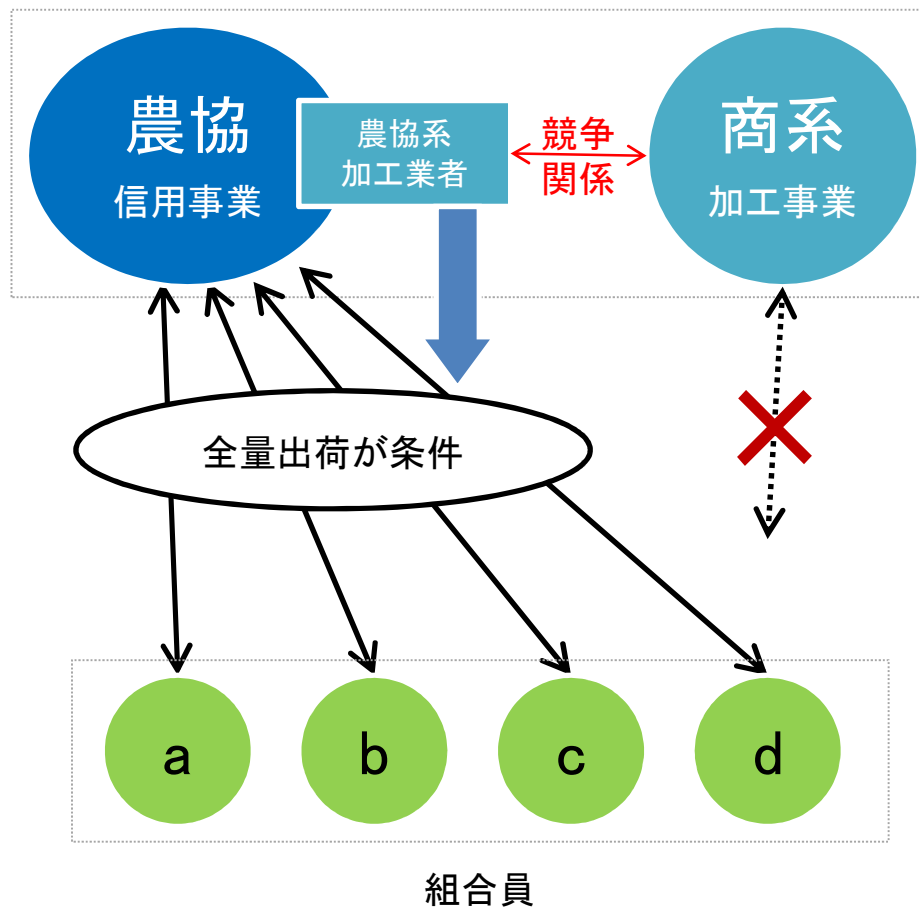
組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

3-4-3 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

3. 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為

(例) 単位農協が、組合員への融資に当たり、組合員が農産物を単位農協系の加工業者のみに供給することを条件とする場合



組合員は系統以外の商系加工業者にも農産物を販売したいと考えているが、系統以外の加工業者に販売すると、融資を受けられない。

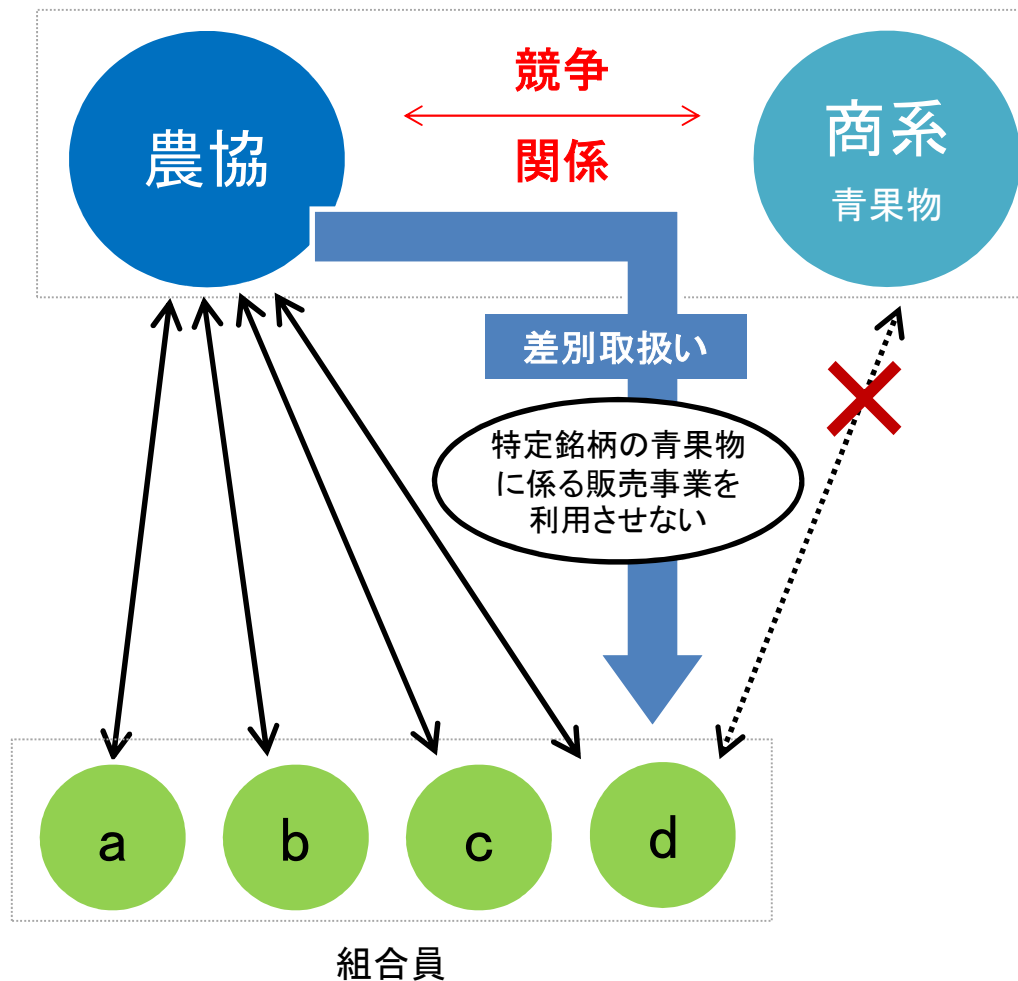
組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系加工業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

3-4-4 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

4. 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為

(例) 単位農協が、組合員から青果物の販売を受託する取引に関し、特定の組合員に対して、当該単位農協以外に出荷したことを理由に、特定銘柄の青果物に係る販売事業を利用させない場合



単位農協以外に出荷した特定の組合員に対し、特定銘柄の青果物に係る販売事業を利用させない。

組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、競争事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

取引条件等の差別取扱いに該当するおそれがある。

ステップアップ⑤

債権保全のために販売事業の利用を強制することはできるの？

経営不振組合員など物的担保を有しない組合員に融資する場合、債権保全のために農産物の出荷先を農協に限定させることは独占禁止法に違反するのでしょうか？

他の金融機関が行っている融資業務と同じく、債権保全に必要な範囲内で、融資に当たり条件を付けること自体は直ちに独占禁止法違反となるものではありません。

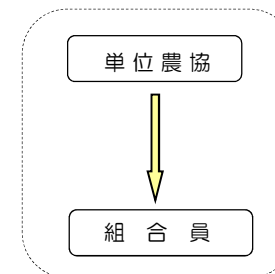
一方で、農協が債権保全に必要な範囲を超えた制限を課す場合は、独占禁止法上問題となる可能性があります。冒頭の例が独占禁止法に違反するかどうかは、①経営不振組合員の範囲、②他の債権保全の手段の有無、③債権保全の必要性和制限された取引との関係等を勘案して、**個々のケースに応じて、市場の競争に与える影響から判断されます**（「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（原案）に寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する考え方「第2部第2の2(3)」）。

なお、融資事業に関連して、例えば、営農計画書等に基づき一定の限度額を設定して組合員に当座貸越を行うに当たり、農産物の出荷先を農協に限定することを一律に条件とすることは、通常、債権保全に必要な範囲を超えた制限と考えられますので、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

3-5 ケース3 単位農協と組合員との間で問題となる行為 (組合員に対する優越的地位の濫用)



独占禁止法上問題となる行為



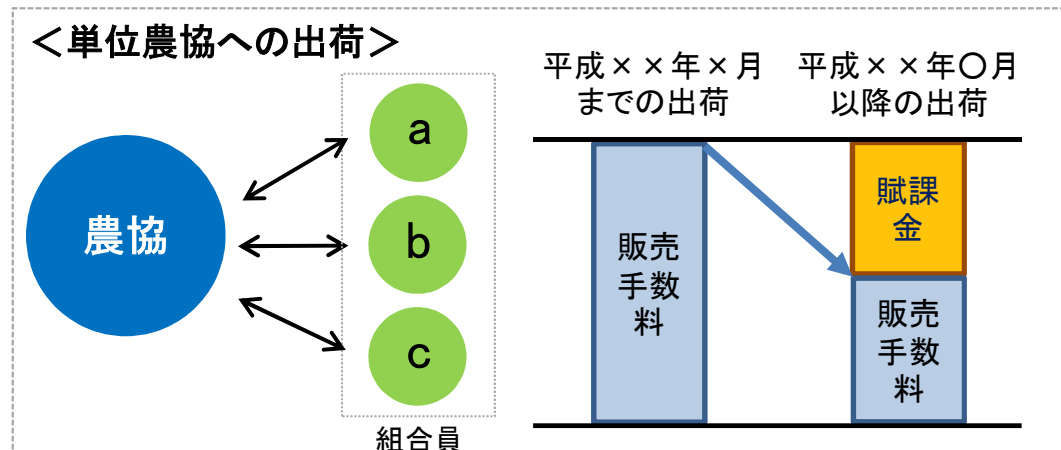
1. 単位農協が組合員に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、当該組合員に不利益となるように取引を実施する行為(P45)

例) 自己の組合員が自らに対して出荷した農畜産物の数量に応じて所定の販売手数料を徴収していた単位農協が、組合員が出荷する全ての農畜産物の出荷量、販売高等に応じた賦課金を新たに徴収するとともに、当該賦課金の徴収に相当する額を販売手数料から減額することにより、当該単位農協に農畜産物を出荷する組合員の負担は従前と変わらないのに対し、当該単位農協以外へ出荷する組合員に対しては、当該単位農協以外への出荷の規模に見合った金銭の支払を義務付ける。

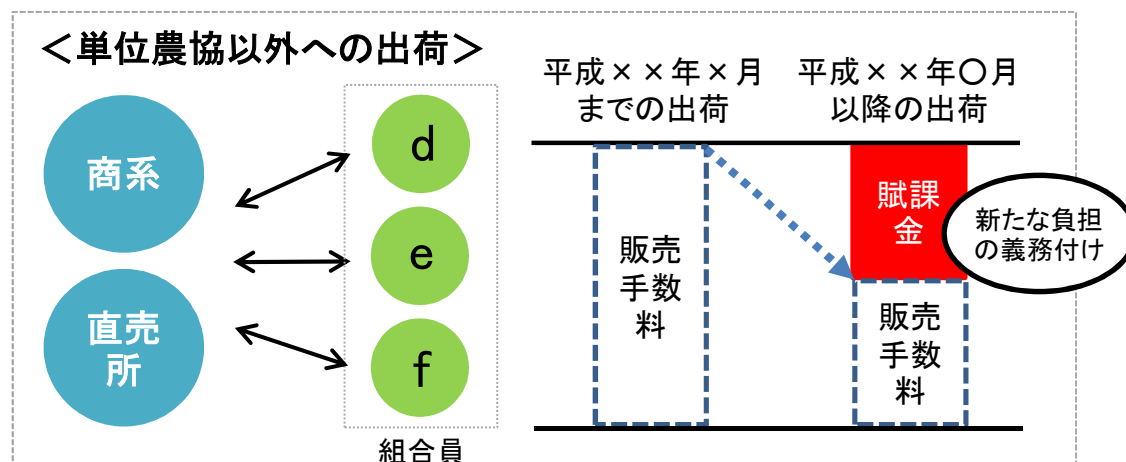
3-5-1 単位農協と組合員との間で問題となる行為(組合員に対する優越的地位の濫用)

1. 単位農協が組合員に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、当該組合員に不利益となるように取引を実施する行為

(例) 自己の組合員が自らに対して出荷した農畜産物の数量に応じて所定の販売手数料を徴収していた単位農協が、組合員が出荷する全ての農畜産物の出荷量、販売高等に応じた賦課金を新たに徴収するとともに、当該賦課金の徴収に相当する額を販売手数料から減額することにより、当該単位農協に農畜産物を出荷する組合員の負担は従前と変わらないのに対し、当該単位農協以外へ出荷する組合員に対しては、当該単位農協以外への出荷の規模に見合った金銭の支払を義務付ける場合



単位農協が行った賦課金の導入及び販売手数料の引下げは、自らに農畜産物を出荷する組合員の負担は従前と変わらないのに対し、当該単位農協以外に出荷する組合員に対しては出荷の規模に見合った負担を義務付けるものとなる。



組合員の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、単位農協はその競争者との関係において競争上有利となる。

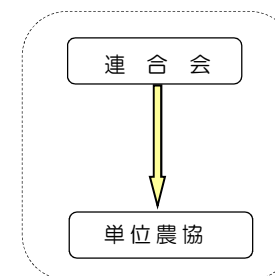


優越的地位の濫用に該当するおそれがある。

3-6 ケース4 連合会による単位農協に対する問題行為



独占禁止法上問題となる行為



1. 単位農協が一部の生産資材を連合会から購入する際に、単位農協が連合会の購買事業を利用せずに購入したいと考えている生産資材についても購買事業を利用させる行為(P47)

例) 連合会が、単位農協の連合会からの肥料及び農薬の購入率を一定割合以上と定めた上で、単位農協に対して肥料及び農薬の購入における系統利用率に応じた累進的な奨励金を支給する。

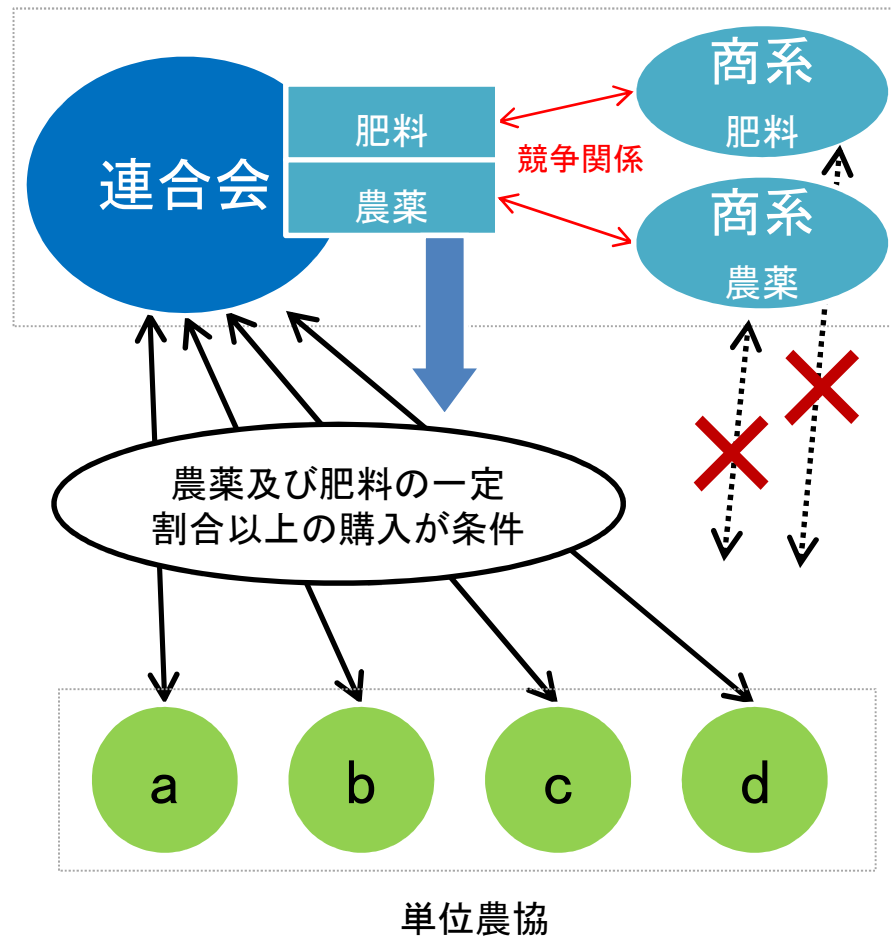
2. 単位農協に購買事業を利用させるべく、正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、連合会の競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為(P49)

例) 連合会が単位農協向け農薬販売額の拡大を図るため、仕入価格を下回る価格で単位農協に販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせる。

3-6-1 連合会による単位農協に対する問題行為

1. 単位農協が一部の生産資材を連合会から購入する際に、単位農協が連合会の購買事業を利用せずに購入したいと考えている生産資材についても購買事業を利用させる行為

(例) 連合会が、単位農協の連合会からの肥料及び農薬の購入率を一定割合以上と定めた上で、単位農協に対して肥料及び農薬の購入における系統利用率に応じた累進的な奨励金を支給する場合



単位農協は商系資材卸売業者からも肥料や農薬を購入したいと考えているが、農協から肥料及び農薬の一定割合以上を購入しなければならない。

単位農協の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系資材卸売業者が単位農協と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

ステップアップ⑥

奨励金（リベート）は独占禁止法違反？

リベートの供与自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではありません（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第3の1）。

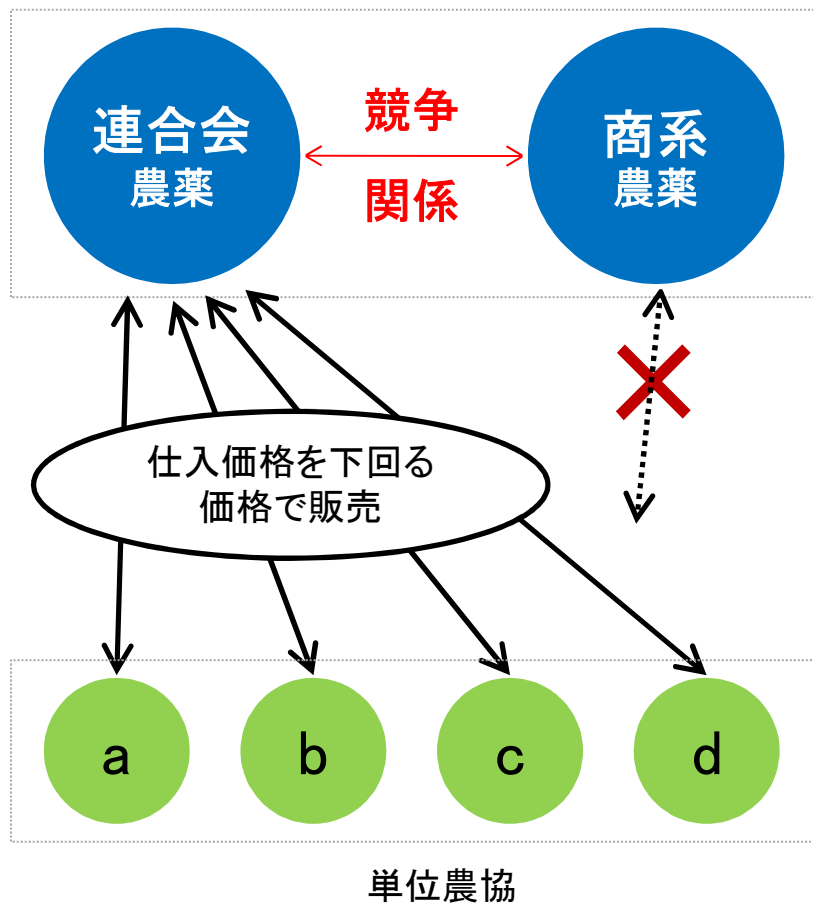
他方で、リベートの供与の方法によっては、流通業者の事業活動を制限することとなり、独占禁止法上問題となる場合があります（同）。

例えば、一定期間における取引額全体に占める自社商品の取引額の割合に応じたリベートや著しく累進的なリベートについては、市場における有力な事業者がこれらのリベートを供与し、これによってリベートを受ける事業者による競争品の取扱いを制限することとなり、その結果、新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となります（同指針第1部第3の2）。

3-6-2 連合会による単位農協に対する問題行為

2. 単位農協に購買事業を利用させるべく、正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、連合会の競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為

(例) 連合会が単位農協向け農薬販売額の拡大を図るため、仕入価格を下回る価格で単位農協に販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合



農薬をより低価格で購入したいと考えている単位農協が、連合会から農薬を購入することになる。



連合会と競合する商系農薬卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる。



不当廉売に該当するおそれがある。

ステップアップ①

「供給に要する費用を著しく下回る対価」とは？

不当廉売のうち、独占禁止法第2条第9項第3号で規定されるものは、「商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給する」行為であることが要件となっています（※）。

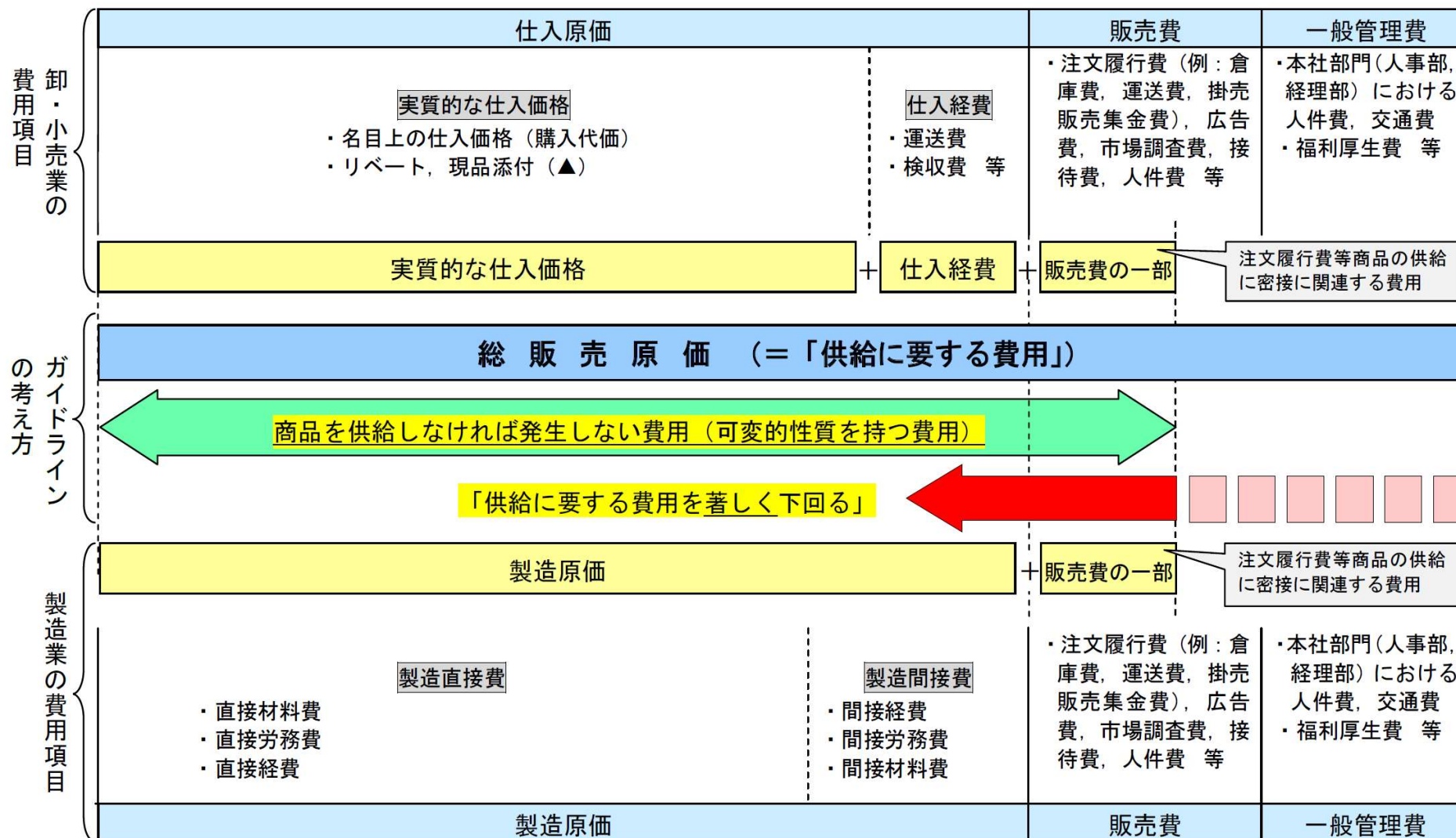
それでは、「供給に要する費用を著しく下回る対価」とはどのような価格をいうのでしょうか。

「供給に要する費用」とは、総販売原価（廉売対象商品の供給に要する全ての費用を合計したもの。通常の製造業では、製造原価に販売費及び一般管理費を加えたものであり、通常の販売業では、仕入原価に販売費及び一般管理費を加えたもの。）であり、総販売原価を著しく下回る価格であるかどうかは、廉売対象商品を供給することによって発生する費用を下回る収入しか得られないような価格であるかどうかという観点から、事案に即して算定されることとなります（「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」3(1)ア）。

※ このほかに、正当な理由がないこと、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることなどが要件となっています。

「供給に要する費用を著しく下回る対価」の考え方の明確化

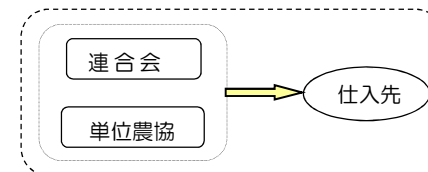
商品又は役務の価格を、それを供給しなければ発生しない費用すら回収できない水準に設定することは、特段の事情がない限り、経済合理性がない。



3-7 ケース5 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為



独占禁止法上問題となる行為



1. 連合会や単位農協が仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為、又は自己以外への販売を行う際に承諾を要求する行為（P53）

例）単位農協が取引先の資材製造業者に対し、競合する商系事業者には農協系統取扱品と同種の商品を供給しないよう条件を付ける。

2. 連合会又は単位農協が仕入先に対して、仕入先が系統以外に販売する際に、連合会又は単位農協が販売する価格を下回らない価格で販売するようにさせる行為（P54）

例）連合会が仕入先である生産資材製造業者と取引する際に、商系ルート of 卸売業者や小売業者への販売価格を連合会の単位農協への販売価格よりも高くすることを条件とする。

3. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己のために金銭等の経済上の利益の提供を要請する行為（P55）

例）連合会が生産資材の仕入先からの派遣従業員に棚卸しや内部事務処理等、仕入先との取引内容に直接関係ない仕事をさせる。

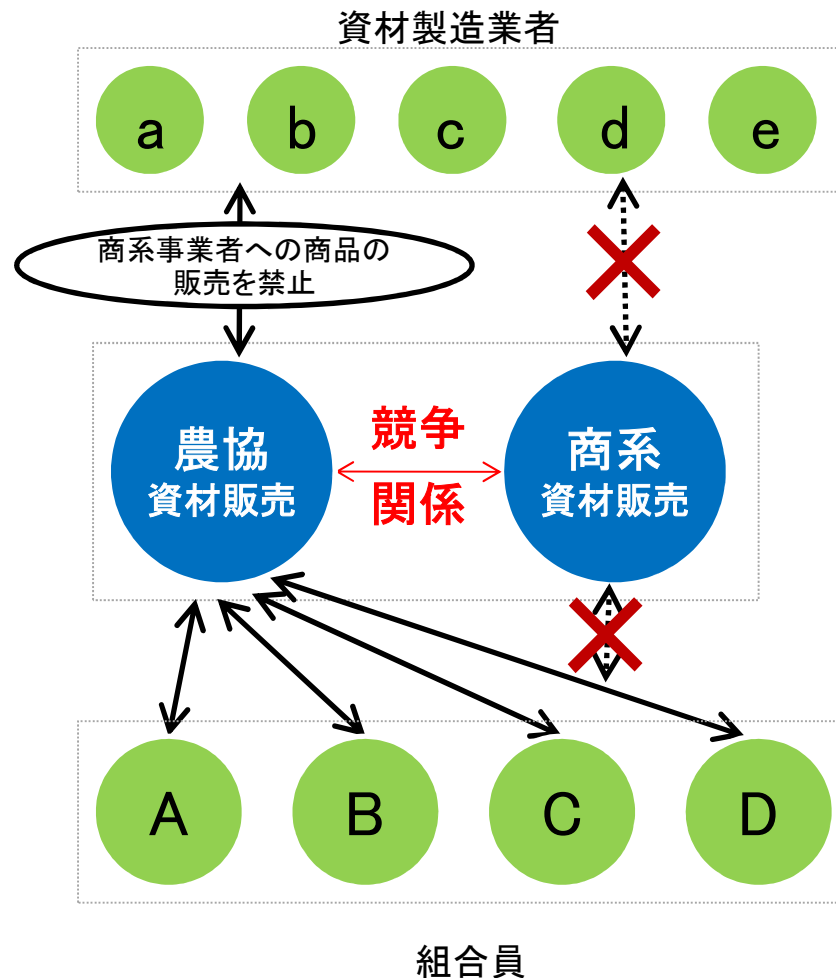
4. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己又は自己の指定する事業者の販売する商品又は役務を購入させる行為（P62）

例）連合会が契約先の段ボール箱製造業者に対し自己から原材料の段ボール原紙を全量購入することを強制し、連合会以外の製造業者から原紙を調達した場合には、事後的に同量の原材料を自己から購入させる。

3-7-1 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

1. 連合会や単位農協が仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為、又は自己以外への販売を行う際に承諾を要求する行為

(例) 単位農協が取引先の資材製造業者に対し、競合する商系事業者にも農協系統取扱品と同種の商品を提供しないよう条件を付ける場合



資材製造業者は商系事業者にも商品
を販売したいと考えているが、商
系事業者に販売すると、単位農協
は商品を買ってくれない。



資材製造業者の自由かつ自主的な
取引が阻害されるとともに、組合員
が単位農協以外と取引をする機会
が減少することとなる。

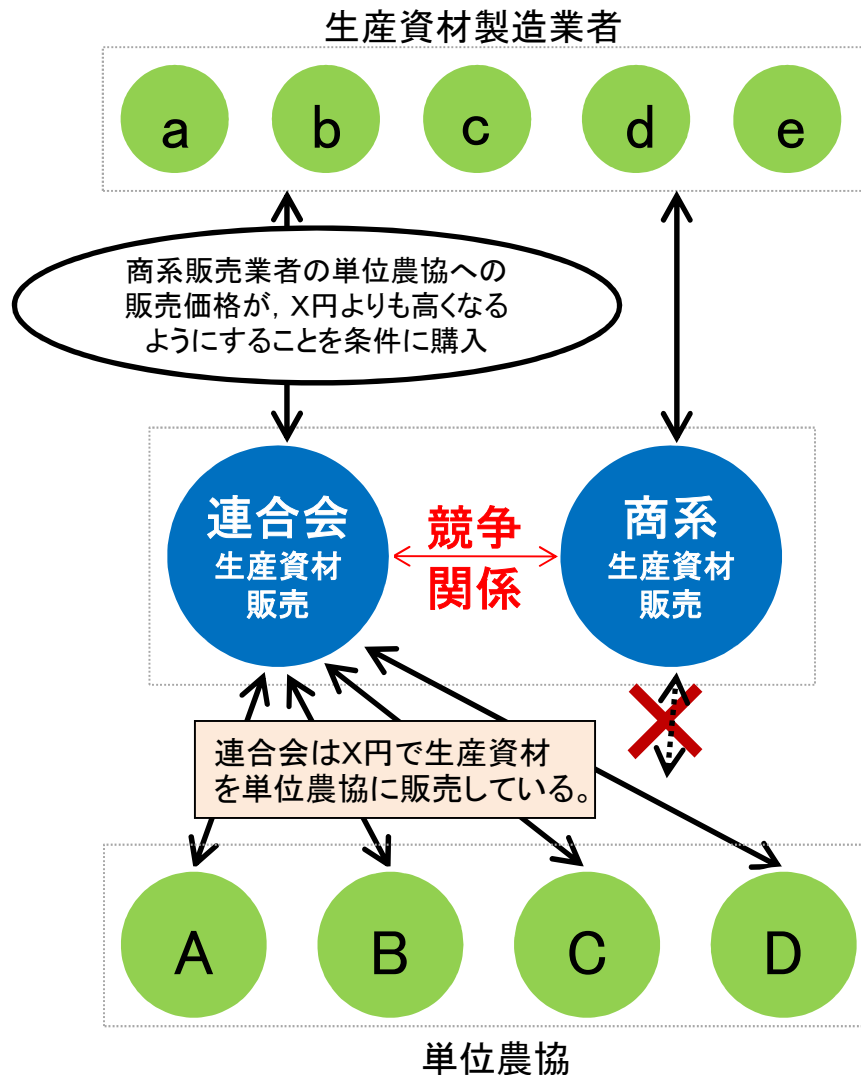


その他の取引拒絶、抱き合わせ販
売等、排他条件付取引又は拘束条
件付取引に該当するおそれがある。

3-7-2 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

2. 連合会又は単位農協が仕入先に対して、仕入先が系統以外に販売する際に、連合会又は単位農協が販売する価格を下回らない価格で販売するようにさせる行為

(例) 連合会が仕入先である生産資材製造業者と取引する際に、商系ルートでの卸売業者の販売価格を連合会の単位農協への販売価格よりも高くすることを条件とする場合



生産資材製造業者は、商系資材販売業者の単位農協への販売価格が、連合会から単位農協への販売価格を下回らないようにしなければ連合会に販売できない。

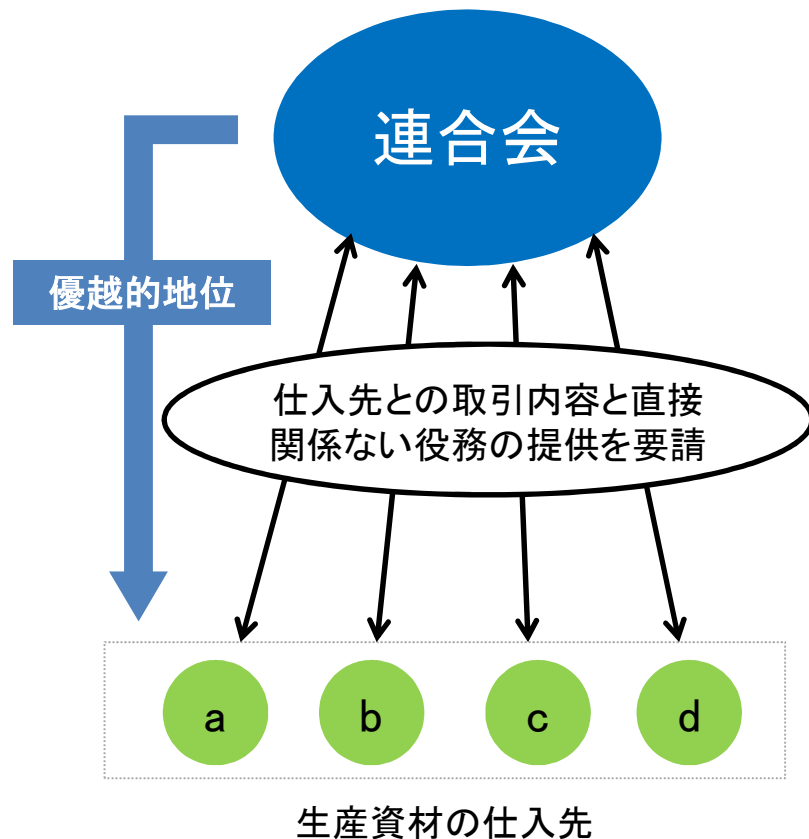
生産資材製造業者の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系資材販売業者が単位農協と取引をする機会が減少することとなる。

拘束条件付取引に該当するおそれがある。

3-7-3 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

3. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己のために金銭等の経済上の利益の提供を要請する行為

(例) 連合会が生産資材の仕入先からの派遣従業員に棚卸しや内部事務処理等、仕入先との取引内容に直接関係ない仕事をさせる場合



生産資材の仕入先にとって、連合会は非常に重要な取引先であることから、取引内容に直接関係ない仕事であっても、受け入れざるを得ない。

生産資材の仕入先の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する。

優越的地位の濫用に該当するおそれがある。

ステップアップ⑧

どんな行為が優越的地位の濫用になるの？①

優越的地位

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第2）

B社にとってA社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、A社がB社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B社が受け入れざるを得ない場合

⇒ A社がB社に対して「優越的地位」にある。

①～④の要素を総合的に判断

①

B社のA社に対する取引依存度

②

A社の市場における地位

③

B社にとっての取引先変更の可能性

④

その他A社と取引することの必要性を示す具体的事実

大企業同士、中小企業同士の取引においても、取引の一方当事者が他方の当事者に対し、取引上の地位が優越していると認められる場合があります。

※ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方については、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月30日公正取引委員会）」を御参照ください。

（URL:<http://www.jftc.go.jp/hourei.files/yyuetsutekichii.pdf>）

ステップアップ⑨

どんな行為が優越的地位の濫用になるの？②

「正常な商慣習に照らして不当に」

(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第3)

「正常な商慣習に照らして不当に」という要件は、優越的地位の濫用の有無が、公正な競争秩序の維持・促進の観点から個別の事案ごとに判断されることを示すものです。

ここで、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいいます。したがって、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

ステップアップ⑩

どんな行為が優越的地位の濫用になるの？③

優越的地位の濫用になり得る行為類型

(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4)

○独占禁止法第2条第9項第5号イ

- ・購入・利用強制(第4の1)

○独占禁止法第2条第9項第5号ロ

- ・協賛金等の負担の要請(第4の2(1))
- ・従業員等の派遣の要請(第4の2(2))
- ・その他経済上の利益の提供の要請(第4の2(3))

○独占禁止法第2条第9項第5号ハ

- ・受領拒否(第4の3(1))
- ・返品(第4の3(2))
- ・支払遅延(第4の3(3))
- ・減額(第4の3(4))
- ・その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等(第4の3(5))
 - ・取引の対価の一方的決定(第4の3(5)ア)
 - ・やり直しの要請(第4の3(5)イ)
 - ・その他(第4の3(5)ウ)

※ 以上の行為類型のうち次ページ以降では、協賛金等の負担の要請、従業員等の派遣の要請及び返品について紹介します。

ステップアップ⑪

どんな行為が優越的地位の濫用になるの？④

優越的地位の濫用になり得る行為類型

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の2（1））

●協賛金等の負担の要請

【問題となる場合】

- ・ 相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合
- ・ 相手方が得る直接の利益※等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該相手方に不利益を与えることとなる場合

【問題とならない場合】

- ・ 相手方の直接の利益の範囲内であるものとして、その自由な意思によるものである場合

※ 「直接の利益」とは、相手方の売上げ増加となるような場合等実際に生じる利益をいいます（以下同じ）。

ステップアップ⑫

どんな行為が優越的地位の濫用になるの？⑤

優越的地位の濫用になり得る行為類型

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の2（2））

●従業員等の派遣の要請

【問題となる場合】

- ・ 相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合
- ・ 相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合

【問題とならない場合】

- ・ 相手方の直接の利益の範囲内であるものとして、その自由な意思によるものである場合
- ・ 条件についてあらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣のために通常必要な費用を自己が負担する場合

ステップアップ⑬

どんな行為が優越的地位の濫用になるの？⑥

優越的地位の濫用になり得る行為類型

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の3（2））

●返品

【問題となる場合】

- ・ 相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合
- ・ 正当な理由のない返品であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

【問題とならない場合】

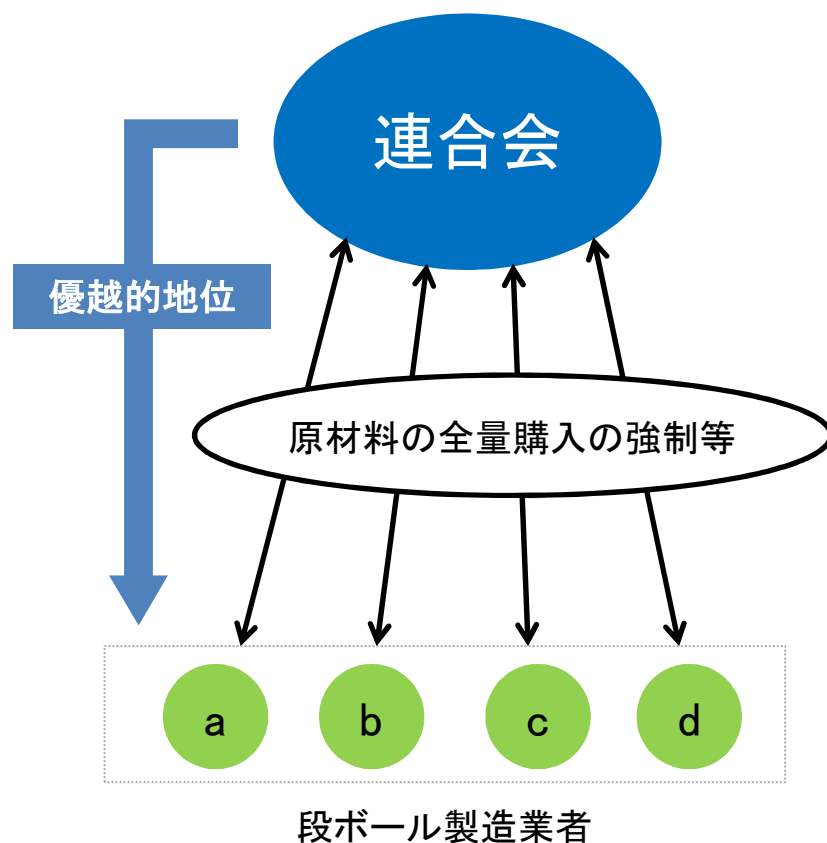
- ・ 相手方の責めに帰すべき事由により、受領日から相当の期間内に、相当の数量の範囲内で返品する場合
- ・ 契約時に定めていた条件に従う場合※
- ・ あらかじめ相手方の同意を得て、相手方に通常生ずべき損失を負担する場合
- ・ 相手方からの申出があり、かつ、相手方の直接の利益となる場合

※ 当該商品について、その返品が、正常な商慣習となっており、かつ、当該商慣習の範囲内で返品の条件を定める場合に限りします。

3-7-4 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

4. 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己又は自己の指定する事業者の販売する商品又は役務を購入させる行為

(例) 連合会が契約先の段ボール箱製造業者に対し自己から原材料の段ボール原紙を全量購入することを強制し、連合会以外の製造業者から原紙を調達した場合には、事後的に同量の原材料を自己から購入させる場合



段ボール製造業者にとって、連合会は非常に重要な取引先であることから、段ボール原紙の全量を連合会から購入せざるを得ない。

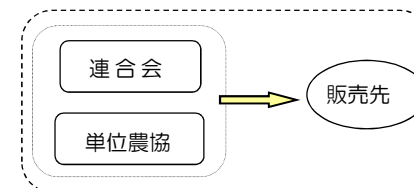
段ボール製造業者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する。

優越的地位の濫用に該当するおそれがある。

3-8 ケース6 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為



独占禁止法上問題となる行為



1. 単位農協が販売先に対して、自己の販売事業と競合する事業者と取引しないことを条件とする行為 (P64)

例) 単位農協が生乳加工業者に生乳を供給するに当たり、自己と競合する生乳供給業者から生乳の供給を受けないことを条件として取引する。

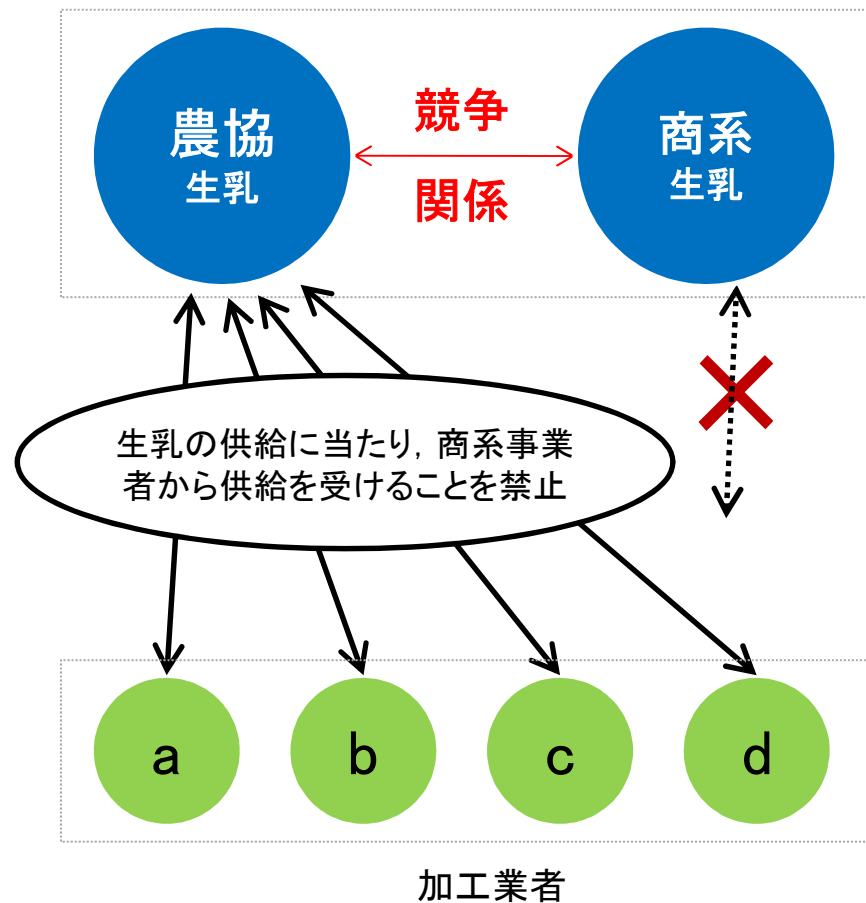
2. 連合会が加工業者に対して、当該加工業者が製造し、販売する連合会のブランド製品の販売価格を指示し、これを遵守させる行為 (P65)

例) 連合会が連合会員である乳業者(加工業者)に生乳を供給し、当該乳業者が連合会ブランドの牛乳を製造・販売しているところ、連合会が当該乳業者と取引する際に、連合会が決定した小売業者の最低販売価格を下回る価格で牛乳を販売しないように小売業者に対して指示することを条件とする。

3-8-1 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

1. 単位農協が販売先に対して、自己の販売事業と競合する事業者と取引しないことを条件とする行為

(例) 単位農協が生乳加工業者に生乳を供給するに当たり、自己と競合する生乳供給業者から生乳の供給を受けないことを条件として取引する場合



生乳加工業者は商系生乳供給業者からも生乳を購入したいと考えているが、商系事業者から生乳を購入すると、農協から生乳を購入できない。



商系生乳供給業者の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系事業者が加工業者と取引をする機会が減少することとなる。

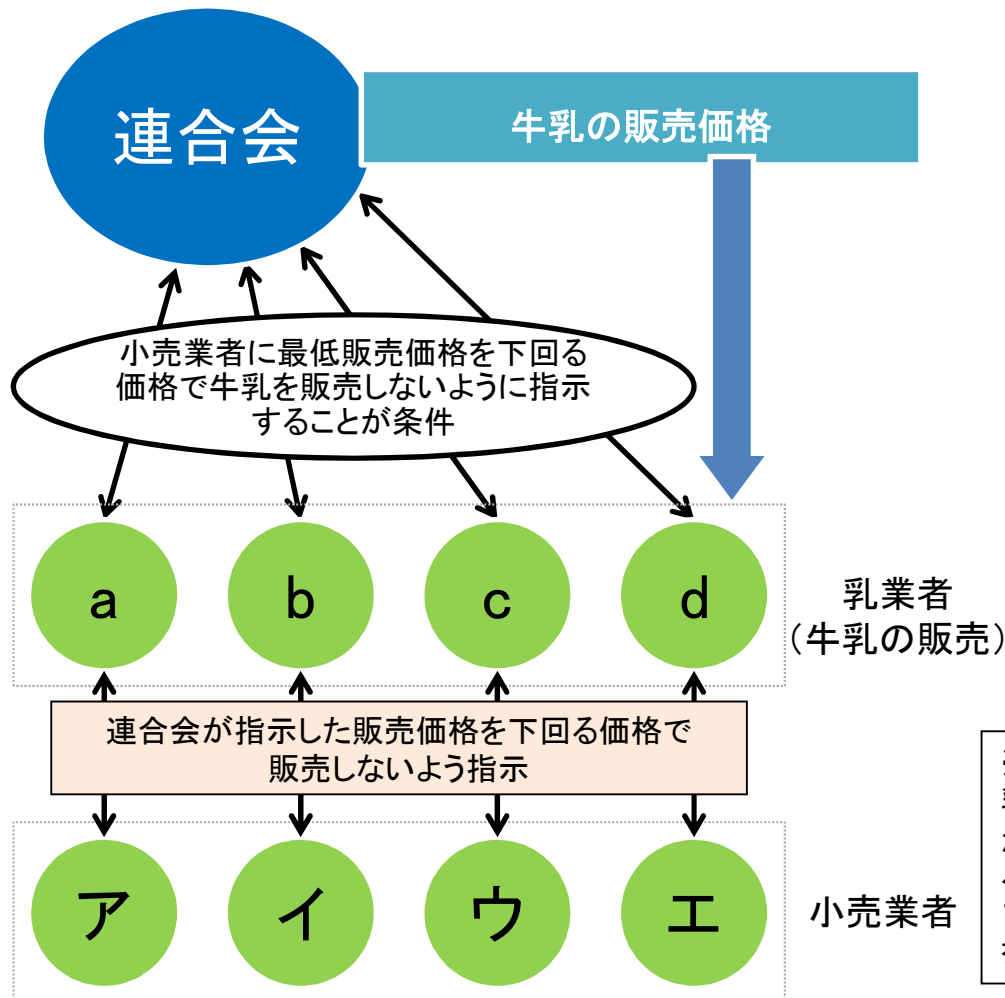


抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

3-8-2 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

2. 連合会が加工業者に対して、当該加工業者が製造し、販売する連合会のブランド製品の販売価格を指示し、これを遵守させる行為

(例) 連合会が連合会員である乳業者(加工業者)に生乳を供給し、当該乳業者が連合会ブランドの牛乳を製造・販売しているところ、連合会が当該乳業者と取引する際に、連合会が決定した小売業者の最低販売価格を下回る価格で牛乳を販売しないように小売業者に対して指示することを条件とする場合



加工業者は、小売業者に対して小売価格を遵守するように指示しないと、生乳の供給を受けられない。

加工業者の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、価格が維持されるおそれがある。

拘束条件付取引に該当するおそれがある(※)。

※ 再販売価格の拘束と類似する構造ですが、牛乳は生乳に大幅な加工を加えた商品であると考えられます。したがって、再販売価格の要件(自己の供給する商品を購入する相手方に対して、その相手方が販売する当該商品(「自己の供給する商品」)の販売価格を定めて維持させること)を満たさず、再販売価格の拘束には該当しません。

第4 相談制度等について

4-1 相談制度の概要

4-2 相談の種類

4-3 相談窓口の御案内

4-4 農協ガイドラインに関する質問窓口の御案内

4-5 本資料や研修会についての質問窓口の御案内

4-1 相談制度の概要

公正取引委員会では、事業者や事業者団体が、**今後**、自ら行おうとする商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業、業務提携、共同研究開発などについての**個別具体的な内容が独占禁止法上問題となるかどうかについての相談を受け付けています**（※）。

※ ただし、私的紛争に介入することとなる場合、適切な判断を行うに足るだけの情報が提供されない場合、違反事件審査に支障を及ぼす場合などには回答することはできません。

4-2 相談の種類

1 「事前相談制度」による相談

書面による相談に対して書面により回答し、相談者・相談内容を原則公表するものです。

※ 詳しくは下記を御覧ください↓

<http://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/jizen/index.html>

2 「事前相談制度」によらない相談（一般相談）

相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮し、「事前相談制度」によらない相談（以下「一般相談」といいます。）も受け付けています。一般相談は、電話等で相談内容を御説明いただき、原則として口頭で回答を行うもので、迅速に対応するとともに、相談内容等については非公表としています。

※ 詳しくは下記を御覧ください↓

<http://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/jizen3.html>

4-3 相談窓口の御案内

管轄地域	事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為についての相談(優越的地位の濫用を除く。)		優越的地位の濫用の考え方についての相談	
	担当部署	連絡先	担当部署	連絡先
関東・甲信越地区 (茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県)	公正取引委員会事務総局 取引部 相談指導室	TEL:(03)3581-5471 (代) FAX:(03)3581-1948	公正取引委員会事務総局 取引部 企業取引課	TEL:(03)3581-5471 (代) FAX:(03)3581-1800
北海道地区 (北海道)	北海道事務所 総務課	TEL:(011)231-6300 FAX:(011)261-1719	北海道事務所 取引課	TEL:(011)231-6300 FAX:(011)261-1719
東北地区 (青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県)	東北事務所 総務課	TEL:(022)225-7095 FAX:(022)261-3548	東北事務所 取引課	TEL:(022)225-7096 FAX:(022)261-3548
東海・北陸地区 (富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県)	中部事務所 経済取引指導官	TEL:(052)961-9422 FAX:(052)971-5003	中部事務所 取引課	TEL:(052)961-9423 FAX:(052)971-5003
近畿地区 (福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県)	近畿中国四国事務所 経済取引指導官	TEL:(06)6941-2174 FAX:(06)6943-7214	近畿中国四国事務所 取引課	TEL:(06)6941-2175 FAX:(06)6943-7214
中国地区 (鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県)	近畿中国四国事務所中国支所 総務課	TEL:(082)228-1501 FAX:(082)223-3123	近畿中国四国事務所中国支所 取引課	TEL:(082)228-1501 FAX:(082)223-3123
四国地区 (徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県)	近畿中国四国事務所四国支所 総務課	TEL:(087)811-1750 FAX:(087)811-1761	近畿中国四国事務所四国支所 取引課	TEL:(087)811-1754 FAX:(087)811-1761
九州地区 (福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県)	九州事務所 経済取引指導官	TEL:(092)431-5882 FAX:(092)474-5465	九州事務所 取引課	TEL:(092)431-6031 FAX:(092)474-5465
沖縄地区 (沖縄県)	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 経済係	TEL:(098)866-0049 FAX:(098)860-1110	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 取引方法調査官	TEL:(098)866-0049 FAX:(098)860-1110

4-4 農協ガイドラインに関する質問窓口の御案内

公正取引委員会では、事業者や事業者団体が自ら行おうとする個別具体的な行為に関する相談(67～69頁の相談)を受け付ける窓口とは別に、農協ガイドラインについての御質問を受け付ける窓口を設けています。農協ガイドラインについての御質問は以下の連絡先までお問い合わせください。

管轄地域	農協ガイドラインに関する質問	
	担当部署	質問窓口の連絡先
関東・甲信越地区 (茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県)	公正取引委員会事務総局 経済取引局 調整課	(03)3581-5483 (直)
北海道地区 (北海道)	北海道事務所 総務課	(011)231-6300 (代表)
東北地区 (青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県)	東北事務所 総務課	(022)225-7095 (代表)
東海・北陸地区 (富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県)	中部事務所 経済取引指導官	(052)961-9422 (直)
近畿地区 (福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県)	近畿中国四国事務所 経済取引指導官	(06)6941-2174 (直)
中国地区 (鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県)	近畿中国四国事務所中国支所 総務課	(082)228-1501 (代表)
四国地区 (徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県)	近畿中国四国事務所四国支所 総務課	(087)811-1750 (代表)
九州地区 (福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県)	九州事務所 経済取引指導官	(092)431-5882 (直)
沖縄地区 (沖縄県)	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 経済係	(098)866-0049 (代表)

4-5 本資料や研修会に関する質問窓口の御案内

本資料や研修会に関する御質問は、下記の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会事務総局
経済取引局 調整課

電話番号：(03)3581-5483（直通）

E-mail: chosei-4-〇-jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-〇-」としております。
メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。）

<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/noukyou.html>

<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/noukyou.files/kensyu.pdf>